

経済産業省

受託調査

FTZにおける知財侵害疑義案件の 手続き等に関する調査報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（JETRO）
北京事務所 知識産権部

目次

一、 はじめに.....	1
(一) 調査実施の背景.....	1
(二) 調査方法.....	1
(三) 自由貿易試験区 (Free Trade Zone: FTZ) の基本的状況.....	1
二、 中国四大自由貿易試験区の発展状況及び知的財産権の保護現状.....	17
(一) 中国四大自由貿易試験区の発展状況.....	17
(二) 中国四大自由貿易試験区の知的財産権保護現状及び挑戦.....	25
(三) 自貿区における対外貿易関係が引き起こす知的財産権保護に関する課題.....	26
三、 中国自由貿易試験区税関の制度の特徴.....	31
(一) 中華人民共和国税関の概略.....	31
(二) 上海自貿区で新たに採用された税関監督管理制度.....	33
(三) 天津自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度.....	34
(四) 福建自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度.....	36
(五) 広東自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度.....	37
(六) 四大自由貿易試験区の通関便宜措置の共通点と各自の特色.....	38
(七) 自由貿易試験区税関の監督管理に関する特徴と措置.....	41
四、 通関資料、税関検査の実施方法及び通関所要時間.....	43
(一) 輸出入貨物の通関手順.....	43
(二) 税関検査の実施方法及び通関所要時間.....	47
五、 知的財産権侵害行為を発見した際に採用する税関の保護措置.....	49
(一) 知的財産権税関保護措置の概念.....	49
(二) 税関が知的財産権保護の職権を行使する法的根拠.....	49
(三) 知的財産権に関する税関保護措置方式.....	49
(四) 知的財産権に関する税関保護措置の手順.....	52
六、 自由貿易試験区税関において発生した知的財産権侵害案件の事例紹介と検討..	54
(一) 上海自由貿易試験区税関において発生した知的財産権侵害案件の統計..	54
(二) 商標権侵害の典型事例.....	57
(三) 特許権侵害の典型事例.....	59

（四） 自由貿易試験区を利用した OEM 輸出、臨時越境、並行輸入の検討	
七、 おわりに(今回の調査のまとめと提案).....	65

一、はじめに

(一)調査実施の背景

中国自由貿易試験区の設立は、中国政府の重要な経済改革の一環である。自貿区の建設は中国の国家戦略に位置づけられ、自由貿易試験区の迅速で、健全な発展は今後の中国经济の発展を牽引する重要なエンジンとして期待が寄せられている。また、自由貿易試験区の特異性と戦略的地位は自由貿易に大きな利便性を提供し、自由貿易試験区範囲内において輸出入手続き、行政審査等の手続きを簡素化し、通関スピードが高まったことにより、同区に投資する投資者も更に増えている。一方でこのような「自由な」管理モデルは貿易を便利にすると同時に、自由貿易試験区が知的財産権の侵害が発生するハイリスクゾーンになるかどうかについて関心が寄せられている。

上記の背景において、自由貿易試験区の建設進展、政府の革新的な監督管理措置及び知的財産権保護等の関連問題を研究することは重要な意義を有する。同時に、今回の調査研究を通して、自由貿易試験区税関の監督管理措置と権利者が自由貿易試験区で講ずべき知的財産権保護に係る措置について、最新の情報と参考となる意見を提供することを目的とする。

(二)調査方法

今回の調査では、三段階に分けて作業を実施した。

第一段階(事前の資料収集・計画立案)では、文献研究法及び政府公開資料収集法を通して二次データを取集し、再び資料の整理・分類・分析を行った。

第二段階(情報の整理)では、主に帰納分析法により、把握する資料に対して帰納と分析を行い、問題を発見し、焦点を探し出した。

第三段階(実地調査)では、①実地訪問による政府関係者とその他の関係者と面会して状況を把握する。②電話による聞き取りで一部の調査部門を選定し、関連状況に対して全面的な調査を行った。

(三)自由貿易試験区(Free Trade Zone:FTZ)の基本的状況

1. 自由貿易試験区概念と特性

1973年に世界税関機構(WCO)が採択した『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』即ち『京都規約』の規定によると、自由貿易試験区は国の一部の領土を指す。この部分の領土

に搬入された全ての貨物は、輸入関税及びその他の各種税においては関税領域外にあると見なされ、通常の税関監督管理制度の実施を免除される。

中国の自由貿易試験区は「国境内・税関外」の設立を指し、税制上の優遇や税関特殊監督管理政策を主な手段とし、貿易の自由化・利便化を主な目的とした多機能型経済特区である。原則として、税関から「干渉」を受けず貨物を輸入・製造・再輸出することが認められていることを指す。

中国の自由貿易試験区は中国の現段階における経済の発展状態に基づき、中国領土の主権範囲内で実施される改革開放を更に推進する試験区域であり、その優遇政策や税制改革は国が独自に決定し、国内の自由貿易試験区において実施される。その他の国や地域の政策と齟齬することがないため、他の国や地域の政策が中国自由貿易試験区内でのプロジェクトの正常な実施に影響することはない。

中国自由貿易試験区においては、外国から輸入した商品や貨物は全て自由貿易試験区の税関監督管理政策により管理され、外国企業の投資や輸出入業務も同一とみなされ平等に扱われる。

2. 自由貿易試験区と保税区の比較

保税區は保税倉庫区とも称される。これは一国の税関が設置する又は税関の登録認可を得た税関の監督管理下にあり、商品を長期にわたって保管することができる区域である。主権国家の税関認可を得て、港湾・空港又はその他の地点に設立し、外国貨物を輸出入手続をすることなく、長期にわたって保管することが認められた区域である。

保税區、自由貿易試験区に係らず通関手続きが簡略された自由港のような特質とはいえ、開放度や機能設計、監督管理等の点で、大きな違いがある。国内の保税區と比べた自由貿易試験区の最大の特徴は「国境内・税関外」という特殊な税関監督管理制度、即ち「一線開放、二線管理」¹である。

¹ 「一線」とは自貿区と国境外の通行口を指す。「一線開放」とは国境外の貨物を税関の監督管理を受けず自由に自貿区に搬入することができ、自貿区内の貨物も税関の監督管理を受けず自由に国境外に搬出することができることを指す。「二線」とは自貿区と税関の通行口を指す。「二線管理」とは、貨物が自貿区から国内の非自貿区に進入する又は国内の非自貿区から自貿区に進入する時、国の税関法の規定により、税関がそれに相応する税金を徴収することを指す。

具体的には以下の通り。

①保税區は税関の特殊監督管理範圍内にあり、貨物を搬入する前に税関登録を行う必要があるが保税區の貨物の国内における入出又は区内での移動では、それぞれ課税規制がある。これに対して、自由貿易試験區は税関管轄区域以外の貿易規制のない関税免除地区となる。

②保税区内の貨物の保管期間が限定される(一般的には2-5年)が、自由貿易試験區では、貨物の保管期間において制限を受けない。

③保税区内の貨物は「一次的に非課税」であるため、帳簿管理の方法が用いられるが、自由貿易試験區では、主に貨物の流通を円滑にすることを基本目的としているため、多くの自由貿易試験區ではゲートでの管理方式を採用し、手続を簡素化し、取引コストが更に低減された。

④現在、多くの保税區の機能は単一的で、主に中継保管の役割を担い、周辺の經濟に及ぼす効果も限られているが、自由貿易試験區は一般的に物流の集散地で出入が多く、加工貿易が発達しているため、周辺地域への影響が大きく、地域經濟の發展を促進することができる。

3. 現在の中国自由貿易試験區の明確な範圍

2013年以来、中国は上海、天津、広東、福建の4カ所に自由貿易試験區を設立した。2016年には遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省の7カ所に自由貿易試験區が新設された。新設された7カ所の自由貿易試験區は、既存の中国國務院の批准を通して既存の新区、園区(パーク)に続き、制度の革新を核とし、高水準な国際經濟貿易規則を更に結合し、より広い分野、範圍において、各区の具体的な特徴を備え、重点を置いた試行システムを形成し、全面的な改革と拡大開放の具体化を促進することを目指している。



1) 上海自由貿易試験区の概略図

上海自由貿易試験区は 2013 年 9 月 29 日に設立され、外高橋保税区、外高橋保税物流園区、浦東空港総合保税区、洋山保税港区からなり、総面積 28.78km²である。³

2014 年 12 月 28 日には陸家嘴金融エリア、金橋開発エリア、張江ハイテクエリアまで拡張された。拡張後、総面積は 28.78 km² から 120.72 km² となった。

区域	面積(km ²)	範囲
外高橋保税区	10.00	長江河口・東シナ海口に隣接、黄金水道と黄金岸線の交流地点、外高橋港区に隣接

² 写真出典: http://image.baidu.com/search/detail?ct=503316480&z=0&ipn=d&word=中国自贸区分布图&step_word=&hs=2&pn=1&spn=0&di=19748747950&pi=0&rn=1&tn=baiduimagedetail&is=0%2C0&istype=0&ie=utf-8&oe=utf-8&in=&cl=2&lm=1&st=undefined&cs=1970348027%2C1044247088&os=22940118%2C1735802388&simid=0%2C0&adpicid=0&lpn=0&ln=1950&fr=&fmq=1487062639282_R&fm=&ic=undefined&s=undefined&se=&sme=&tab=0&width=&height=&face=undefined&ist=&jit=&cg=&bdtype=11&oriquery=&objurl=http%3A%2F%2Fwww.luzhou.gov.cn%2FUploadFiles%2Fzx%2F2017%2F2%2F201702080956254442.jpg&fromurl=ippr_z2C%24qAzdH3FAzdH3Fooo_z%26e3Bs7zi57_z%26e3B25e_z%26e3BvgAzdH3Flpj4AzdH3F89c99d_z%26e3Bwfrx&gsm=0&rpstart=0&rpnum=0

³http://quotes.money.163.com/f10/ggmx_600648_2427527.html 上海外高橋集團 2015 年度報告

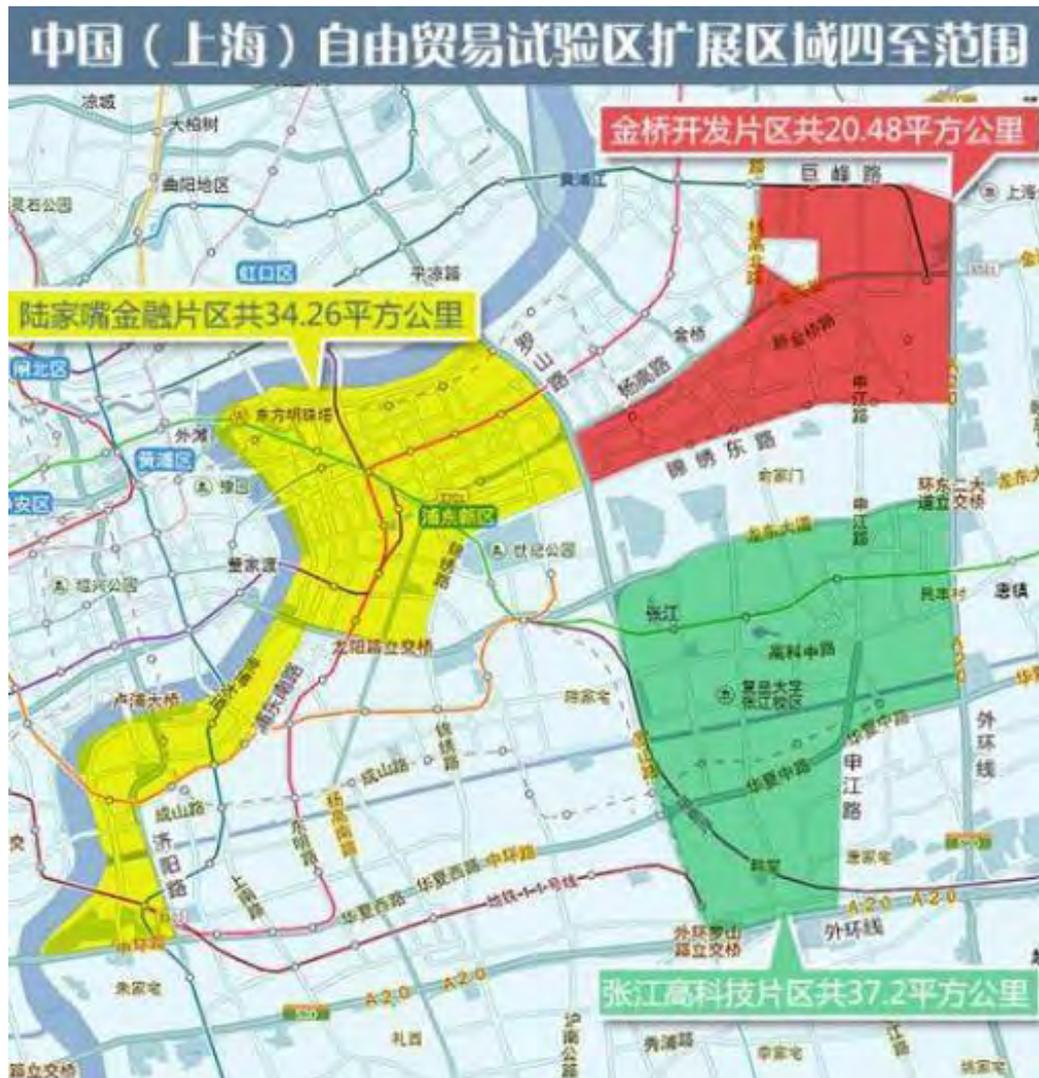
外高橋保税物流園区	1.03	保税区的背後に併設、外高橋1、2、3期埠頭に隣接
浦東機場(空港)総合保税区	3.59	東は空港第3滑走路エプロン、南は横10路、西は30公共道路舗道、北は横0路まで。
洋山保税港区	8.14	保税区陸域部分、東シナ海大橋と小洋山島港口エリアの3部分
森蘭.外高橋区	6.01	自由貿易試験区に隣接、自由貿易試験区機能を開拓、産業チェーンを延伸する重要なエリア
陸家嘴金融片区	34.26	東は濟陽路、浦東南路、龍陽路、錦綉路、羅山路、南は中環線(中央環状線)、西は黄浦江、北は黄浦江まで。
金橋開發片区	20.48	東は外環綠帯(外環状線綠化地帯)、南は錦綉東路、西は楊高路、北は巨峰路まで。
張江高科技片区	37.20	東は外環線(外環状線)、申江路、南は外環線、西は羅山路、北は龍東大道まで。

上海自由貿易試験区の概略図は下図の通り。



⁴写真出典： http://image.baidu.com/search/detail?z=0&ipn=d&word=中国自贸区分布&step_word=&hs=0&pn=3&spn=0&di=0&pi=&tn=baiduimagedetail&is=0%2C0&istype=0&ie=utf-8&oe=utf-8&cs=3644888368%2C3191174412&os=3590064551%2C3158095488&simid=&adpicid=0&ipn=0&fm=&sme=&cg=&bdtype=14&simics=1301278556%2C2983407803&oriquery=&objurl=http%3A%2F%2Fwww.hngrrb.cn%2Fuserfiles%2Fimage%2F20138237265230899.jpg&fromurl=ippr_z2C%24qAzdH3FAzdH3Fooo_z%26e3Big266k_z%26e3BvgAzdH3Ftg1jx_z%26e3Bip4s&gsm=0&cardserver=1

上海自由貿易試験区の概略図(拡大図)は下図の通り。



2) 天津自由貿易試験区の概略図

天津自由貿易試験区は、2015年4月21日に設立され、天津港東疆エリア、天津機場(空港)エリア、濱海新区中心商務エリアからなり、総面積 119.9 km² である。

⁵ 写真出典: http://image.baidu.com/search/detail?ct=503316480&z=0&ipn=d&word=天津自由贸易试验区&step_word=&hs=0&pn=67&spn=0&di=199358677650&pi=0&rn=1&tn=baiduimagedetail&is=0%2C0&istype=2&ie=utf-8&oe=utf-8&in=&cl=2&lm=-1&st=-1&cs=2266784925%2C422793115&os=3501316463%2C1950115416&simid=0%2C0&adpicid=0&lpn=0&ln=1946&fr=&fmq=1487063616750_R&fm=result&ic=0&s=undefined&se=&sme=&tab=0&width=&height=&face=undefined&ist=&jit=&cg=&bdtype=0&oriquery=&objurl=http%3A%2F%2Fpaper.subaonet.com%2Fgswb%2Ffiles%2F2014-12%2F30%2Fs_308953_184654.jpg&fromurl=ippr_z2C%24qAzdH3FAzdH3Fooo_z%26e3Bfz17fit_z%26e3Bv54_z%26e3BvgAzdH3FgjofAzdH3Fda898dAzdH3Fda8988b8an_z%26e3Bfip4s&gsm=1e&rpstart=0&rpnum=0

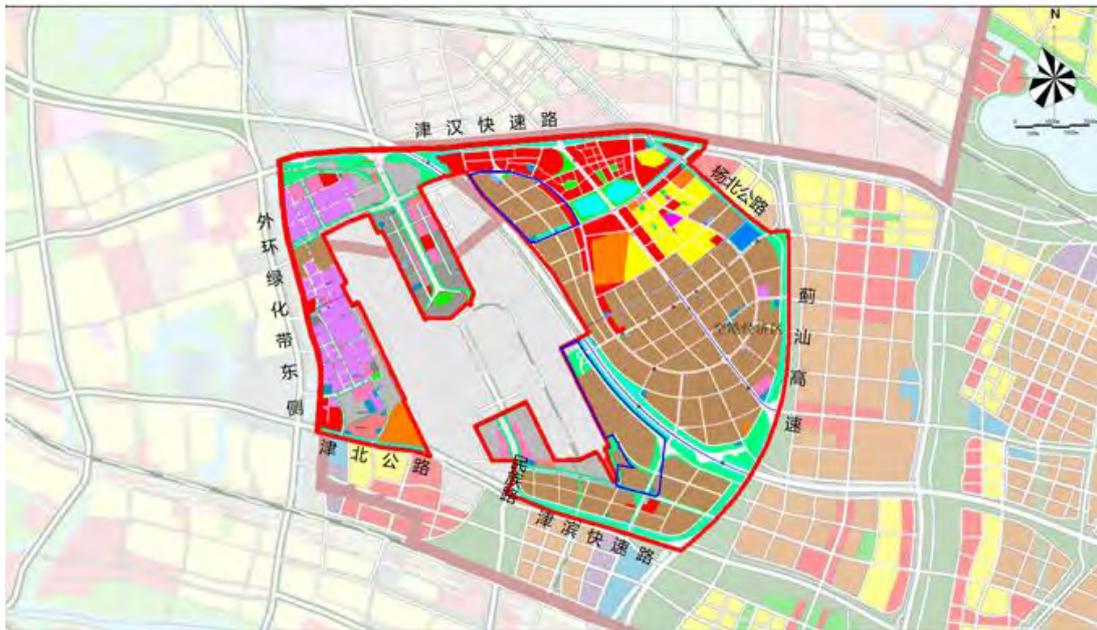
区域	面積 (km ²)	範囲
天津港東疆 片区	30.0	東は渤海湾、南は天津新港主航路、西は反「F」港池、西藏路、北は永定新河口から海洋合流地点まで。
天津機場 (空港) 片区	43.1	東は蘆汕高速、南は津濱快速路、民族路、津北公路, 西は外環緑化帯東側、北は津漢快速路、東四道、楊北公路まで。
濱海新区中 心商務片区	46.8	東は臨海路、東堤路、新港二号路、天津新港主航路、新港船舶閘門、海河、閘南路、規画路、石油新村路、大沽排水河、東環路、南は物流北路、物流北路西延長線、西は大沽排水河、河南路、海門大橋、河北路, 北は大連東道、中央大道、新港三号路、海濱大道、天津港保稅区北圍網まで。

天津港エリアの概略図は下図の通り。



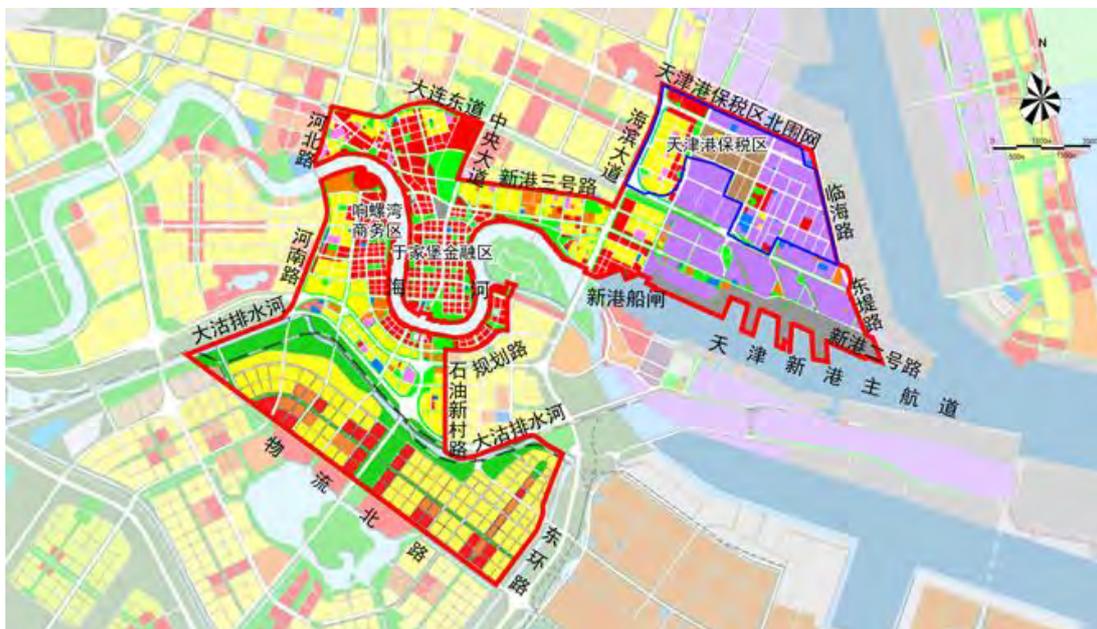
⁶ 写真出典: <http://tj.sina.com.cn/news/zhzx/2015-04-07/detail-icczmvun8683329.shtml>

天津空港エリアの概略図は下図の通り。



7

濱海新区中心商務エリアの概略図は下図の通り。



8

7 写真出典 : <http://tj.sina.com.cn/news/zhzx/2015-04-07/detail-icczmvun8683329.shtml>

8 写真出典 : <http://tj.sina.com.cn/news/zhzx/2015-04-07/detail-icczmvun8683329.shtml>

3) 福建自由貿易試験区の概略図

福建自由貿易試験区は、2014年12月31日に設立され、平潭エリア、廈門(アモイ)エリア、福州エリアからなり、総面積 118.04 km² である。

区域	面積(km ²)	区間	面積(km ²)	範囲
平潭片区	43.00	港口経貿区間	16.00	東は北厝路、金井三路、南は大山頂、西は海壇海峡、北は金井湾大道まで。
		高新技术産業区	15.00	東は中原六路、南は麒麟路、西は壇西大道、北は瓦瑶南路まで。
		観光レジャー区間	12.00	東は壇南湾、南は山岐澳、西は寨山路、北は澳前北路まで。
廈門(アモイ)片区	43.78	兩岸貿易中心核心区	19.37	象嶼保稅区 0.6 km ² 、象嶼保稅物流園区 0.7 km ² 、北側、西側、東側は海洋に隣接、南側は疏港路、成功大道、枋鐘路を境界とする。
		東南国際航運中心海滄港区	24.41	廈門海滄保稅港区 9.51 km ² 。東は廈門西海域、南は海洋に隣接、西は厦漳跨海大橋(アモイ・平潭大橋)まで、北は角嵩路、南海路、南海三路、興港路を境とする。
福州片区	31.26	福州保稅港区	9.26	A 区東は西港、南は新江公路、西は経七路、北は緯六路まで。B 区東は 14 号停泊バース、南は興化湾、西は砂浜、北は興林路まで。
		福州經濟技術開發区	22.00	4 区間に区分。馬江—快安区間について、東は紅山油庫、南は閩江沿岸、西は鼓山鎮界、北は鼓山麓まで。長安片区について、東は閩江沿線、南は亭江鎮東街山、西は

				<p>羅長高速道路と山体、北は瑄頭鎮界まで。南台島島片区について、東は三環路、南は林浦路、西は前横南路、北は閩江岸線を境とする。琅岐片区について、東は環島路、南は閩江埠頭進島路、西は閩江沿線、北は規画道路を境とする。</p>
--	--	--	--	--

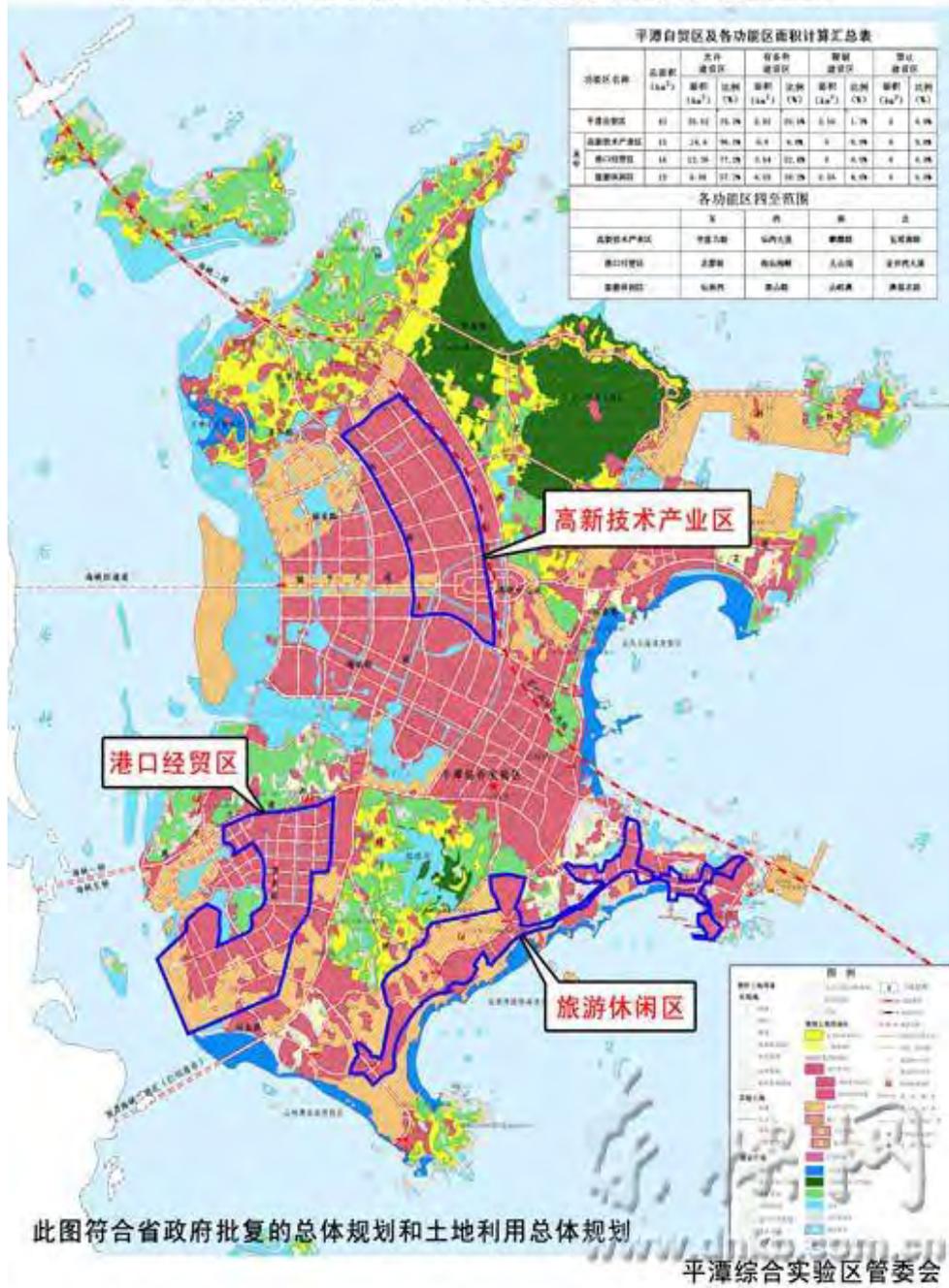


9

⁹写真出典：http://www.china-fjftz.gov.cn/upfile/editor/201508/27/154029_697.png

平潭エリアの概略図は下図の通り。

平潭自由经济示范区范围示意图



¹⁰写真出典：<http://c.cnfolimg.com/20150428/37/4310319278774443789.jpg>

厦門(アモイ)エリアの概略図は下図の通り。



11

福州保税港区と福州経済技術開発区の概略図は下図の通り：



12

¹¹写真出典：<http://c.cnfolimg.com/20150428/37/4310319278774443789.jpg>

¹²写真出典：<http://www.zimaojia.com/data/attachment/forum/201504/21/143753w9qtazvrque5rgv.jpg>



13

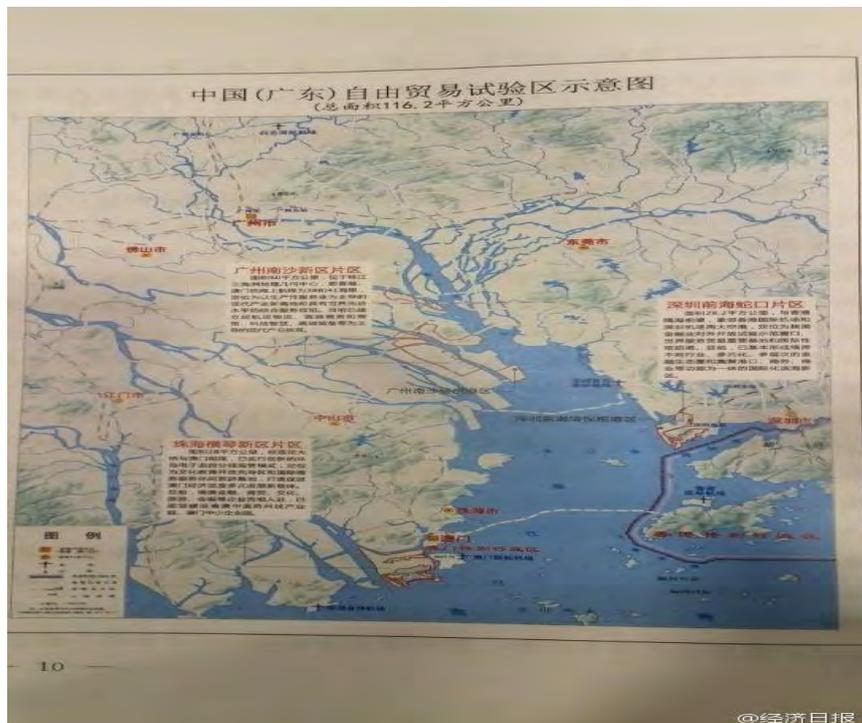
4) 広東自由貿易試験区の概略図

広東自由貿易試験区は、2014年12月31日に設立され、広州南沙新区エリア、深セン前海蛇口エリア、珠海横琴新区エリアからなり、総面積116.2 km²である。

¹³写真出典:<http://www.zimaojia.com/data/attachment/forum/201504/21/143757tr9eq3wbvme655h9.jpg>

区域	面積 (km ²)	区間	面積 (km ²)	範囲
広州南沙 新区片区	60.0	海港区間	15.00	海港区間一、龍穴島作業区 13 km ² 、東は虎門水道、南は南沙港三期南延線、西は龍穴南水道、北は南沙港一期北延線まで。 海港区間二、沙仔島作業区 2 km ²
		明珠湾 起步区 区間	9.00	東は環市大道、南は下横瀝水道、西は靈山島靈新大道及び横瀝島鳳凰大道、北は京珠高速までで、蕉門河水道と上横瀝水道水域を除く。
		南沙ハ ブ区間	10.00	東は龍穴水道、南は深茂通道、西は靈新大道、北は三鎮大道まで。
		慶盛ハ ブ区間	8.00	東小虎瀝水道、南は広深港客運專線(広州・深セン高速道路)、西は京珠高速、北は沙湾水道まで。
		南沙湾 区間	5.00	東は虎門水道、南は蕉門水道、西は黄山魯山界、北は虎門大橋まで、大角山山体は除く。
		蕉門河 中心区 区間	3.00	3 km ² 、東は金隆路、南は双山大道、西は鳳凰大道、北は私言滘まで。
		万頃沙 保税港 加工 制造业 区間	10.00	東は龍穴南水道、南は万頃沙十一涌、西は靈新公路、北は頃沙八涌まで。
深セン前海 蛇口片区	28.2	前海 区間	15.00	東は月亮湾大道、南は媽湾大道、西は海濱岸線、北は双界河、宝安大道まで。

		蛇口工業区 区間	13.20	東は後海大道—金海路—愛榕路—招商路—水湾路、南は深セン湾、西は珠江口、北は東濱路、大南山山脚、赤湾六路及び赤湾二路まで。
珠海横琴 新区片区	28.0	臨澳 区間	6.09	東は契辛峡水道、南は大横琴山北麓、西は知音道、北は小横琴山南麓まで。
		レジャー 観光 区間	10.99	東は契辛峡水道、南は南シナ海、西は磨刀門水道、北は大横琴山まで。
		文創 区間	1.47	東は天羽道東河、南は横琴大道、西は芸文二道、北は港澳大道まで。
		科技研 発区間	1.78	東は芸文三道、南は大横琴山北麓、西は開新一道、北は港澳大道まで。
		高新技 術区間	7.67	東は開新二道、南は大横琴山北麓、西は磨刀門水道、北は勝洲八道まで。



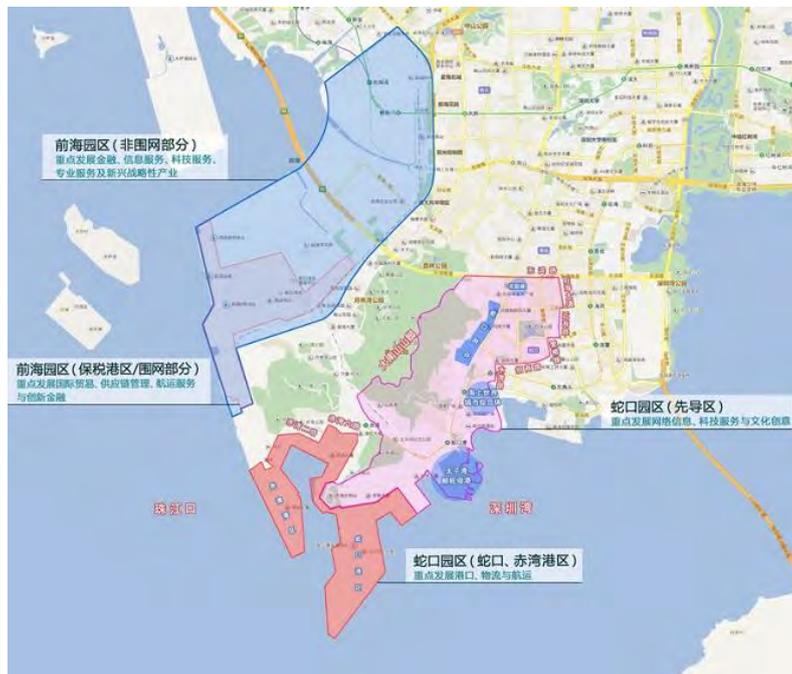
¹⁴写真出典：http://y2.ifengimg.com/haina/2014_52/3503b69263590c1.jpg

広州南沙新区エリアの概略図は下図の通り。



15

深セン前海蛇口エリアの概略図は下図の通り。



16

15写真出典: http://img1.cache.netease.com/house/2014/12/29/2014122917083967d58_550.jpg

16写真出典: <http://www.szqh.gov.cn/pub/qhzmq/zwgk/zmqgh/ztgk/201604/W020160406603431271054.jpg>

珠海横琴新区エリアの概略図は下図の通り。



17

二、 中国四大自由貿易試験区の発展状況及び知的財産権の保護現状

(一) 中国四大自由貿易試験区の発展状況

現在、中国に設立されている上海、広東、天津、福建の四大自由貿易試験区は、中国東部沿海地域に配置され、長江デルタ、珠江デルタ、環渤海の三大経済圏及び台湾海峡西岸に対応しているため、政治・経済における戦略的意義が極めて大きい。四大自由貿易試験区の間では差別化競争を通して、比較実験を行い、改革開放措置に関連する実施効果及び複製・普及の実行可能性を十分に検証し、改革の全面的な深化、開放拡大のための新たな手だてを探り、新たな経験を蓄積することを目標としている。

上海自由貿易試験区は最も開放された自由貿易エリアといえる。今後、上海自由貿易試験区の改革は、政府の職能転換の加速、投資管理制度の革新、貿易監督管理制度の革新、金融制度の革新及び法制・政策保障という5つの面から着手されることになるが、これは市場経済体制の整備のための5つの重要な部分である。

¹⁷写真出典：<http://upload.mnw.cn/2015/0120/1421739757617.jpg>

広東自由貿易試験区は、広東省・香港・マカオの高度な連携を狙いとし、主に広東省・香港・マカオの貿易の自由化、広東省・香港のハイエンドサービスの連携等を促し、珠江デルタの再度の飛躍を目指すものとして21世紀海のシルクロードの重要なハブとして建設されている。これにより、珠江デルタ、乃至華南地区における経済構造の戦略的調整及び経済クオリティにおける戦略的向上を牽引することが期待されている。

天津自由貿易試験区は、京津冀(北京市・天津市・河北省)の共同发展、中・韓の自由貿易試験区の接続という二重の国家戦略をサポートしている。管轄する税関の特殊監督管理区域では、新興の業態及び金融業等のハイエンドサービスの発展に重点を置いている。

福建自由貿易試験区は、台湾との経済・貿易協力及び兩岸の経済・貿易の自由化の推進に重点を置き、主に生産性サービス及びハイエンドサービスの発展を目指している。

四大自由貿易試験区の基本的状況のまとめは下表の通りである。

表1 中国四大自由貿易試験区の基本状況

基本的状況	上海自由貿易試験区	広東自由貿易試験区	天津自由貿易試験区	福建自由貿易試験区
土地面積	120.72km ²	116.20km ²	119.90km ²	118.04km ²
主な範囲	従来の範囲(外高橋、洋山港、浦東空港保税區)をベースに陸家嘴、張江、金橋地区まで拡張	南沙新区、前海蛇口エリア、珠海横琴新区エリア	天津港エリア、天津空港エリア、濱海新区中心商務エリア	アモイエリア、平潭エリア、福州エリア
戦略的位置づけ	世界に向けて金融センターとしての機能を重視し、改革推進と開放型経済の高度化を進める実験の場	香港・マカオに向けたサービス貿易の自由化を重視。広東省・香港・マカオの高度連携モデルエリアであり、21世紀海のシルクロードの要衝	北東アジアに向け、京津冀が共同发展する、ハイレベルな対外開放プラットフォーム	台湾に向け、兩岸の経済協力を深化させるモデルエリア、21世紀海のシルクロードの中心エリア。21世紀海のシルクロードの沿線国及び地域に開放する、連携のための新たな重要な場

<p>発展目標</p>	<p>最も開放された投資貿易市場として建設された、通貨両替が自由で、監督管理が効率的で利便性が高く、法的環境が整った自由貿易パーク。</p>	<p>広東省・香港・マカオの連携を深化させ、国際経済協力の新たな競争優位を形成し、国際基準に適合した法的環境規範を整備し、投資・貿易に利便性のある、周辺への影響力の強い、安全で効率的な監督管理が行われる自由貿易パーク。</p>	<p>国際的に一流の自由貿易パークであり、京津冀の共同发展と中国経済の転換・発展において模範的・指導的役割を果たす。</p>	<p>福建省と台湾の経済関係を強化し、より高水準の対外開放の新たな枠組みの整備を加速させ、21世紀海のシルクロード沿線の国と地域との交流・協力の深さと幅を広げる。</p>
<p>核心となる優位性</p>	<p>ほかの自由貿易試験区より18か月先行して建設され、自由貿易試験区の意義、理念、改革の道筋に対する認識が明確。関連するインフラは整備済みで、自由貿易試験区建設についての政府と企業の相互作用が充実にある。金融市場の発達が、金融改革の良好な基盤となり、自由な外貨両替というコンセプトを打ち出した。</p>	<p>広州から貴州などへの高速鉄道の開通により、広東自由貿易試験区の人的資源が極めて豊富になった。資源の後背地がさらに拡大した。前海、横琴特区などでの広東省・香港・マカオの協力の優位性、民間経済は活力があり、革新能力が高い。</p>	<p>歴史のある直轄市として、大学が集中し、人的資源が豊富で低コスト。石炭・電力資源が豊富。京津冀経済地域の共同发展の新たな原動力として、北京の産業が効果的に流出し、日韓・北東アジア経済圏に接続する。</p>	<p>台湾海峡に影響を与え、台湾の製造業、ハイテク産業、移転を受け入れている。自由貿易試験区が影響力をもつ地域は限られるが、自由貿易試験区の効果は省全体に集中し、台湾海峡に影響を与えることが可能。</p>

<p>主な劣位性</p>	<p>ビジネスコストが高く、土地の資源が逼迫している。</p>	<p>深センの前海、珠海の横琴などの開放エリアの、機能面での整理統合が急務。</p>	<p>水資源がボトルネックとなり、環境負荷への対応力に限りがある。工業型経済の転換・高度化が依然として行き詰まっている。市場のメカニズム、市場の原動力が相対的に不足している。産業プラットフォーム、産業群が不足している。</p>	<p>人的資源に限りがあり、コストが相対的に高い。水・電力資源の負荷への対応力に限りがある。</p>
<p>関連産業</p>	<p>金融革新の開放を強化し、サービス業及び製造業などの分野を更に拡大する。</p>	<p>金融サービス、交通・水上輸送サービス、商業・貿易サービス、専門サービス、技術サービスなどの分野に重点を置く。</p>	<p>水上輸送サービス、商業・貿易サービス、専門サービス、文化的サービス、社会的サービスなど近代サービス及び装備製造、次世代情報技術などの先進的製造業の分野に重点を置く。</p>	<p>水上輸送サービス、商業・貿易サービス、専門サービス、文化的サービス、社会的サービス及び先進的製造業などの分野を先行させる。</p>

1.中国自由貿易試験区の知的財産権保護の現状

1)上海自由貿易試験区

上海自由貿易試験区の設立以来、上海市では上海自由貿易試験区の知的財産権保護についての研究や模索に力を入れている。上海自由貿易試験区の知的財産権保護の方針や目標は、「司法審査、行政監督、多元化された紛争解決」を一つにした知的財産権保護体系に関しても引き続き明確化され整備が進められている。

2013年11月、浦東新区人民法院が管轄する自由貿易試験区関連の商事・金融・知的財産権等の事件を集中的に審理する、浦東新区人民法院自由貿易試験区法廷が、上海に開設された。2014年12月、特許・植物新品種・集積回路の配置設計・技術秘密(ノウハウ)等、知的財産権に関する専門性の高い民事・行政事件の第一審を管轄する知的財産権専用の裁判

所が、上海に設立された。2015年4月には、自由貿易試験区の知的財産権保護と審議業務をさらに推進し、浦東の第二創業の法的環境を整えるため、自由貿易試験区知的財産権法廷と最高人民法院知的財産権審判庭自由貿易試験区知的財産権司法保護調査連絡窓口を上海に設立した。

これと同時に、上海自由貿易試験区の知的財産権関連の行政・法執行機関は、管理体制の改革を進めて、上海の革新駆動型発展や構造転換による経済アップグレード戦略に寄与した。2014年9月、特許権・商標権・著作権の三つを統一した知的財産権管理業務を担当する、国内初の上海自由貿易試験区管理委員会知識産権局(※「知識産権」は中国語で知的財産権のこと)が設立された。これにより、行政・法執行において部門間の協力が強化され、税関・工商・公安部門等の派遣や自由貿易試験区内の事務所設立、各監督部門の機能分担や協力体制が明確になった。同局は自由貿易試験区の監督連携や総合的な法執行の機能を発揮できるため、自由貿易試験区内の知的財産権保護効果を高め、開放された公正で秩序ある自由貿易試験区の市場環境を整えることを狙いとする。

上海自由貿易試験区は、知的財産権の司法保護と行政保護を重視するだけでなく、調停・和解・仲裁等を含む様々な形の知的財産権紛争の解決体制も模索しており、2013年10月、区内の企業に「身近な」相談・立件・審理等、仲裁関連の法的サービスを提供する上海自由貿易試験区仲裁院が設立された。更に2013年11月、上海自由貿易試験区に民間の第三者調停プラットフォーム(即ち上海文化クリエイティブ産業に係る法的サービスプラットフォームの知的財産権調停センター)が初めて誕生し、知的財産制度を熟知した調停者が集められている。2014年4月、上海国際経済貿易仲裁委員会において可決された『中国(上海)自由貿易試験区仲裁規則』が、2014年5月1日に施行され、自由貿易試験区の知的財産権紛争の解決に、仲裁ルールと多様な紛争解決体制を提供した。また、『世界的影響力を有する科学技術イノベーションセンター建設の加速に関する意見(22条意見)』にも、上海企業の「海外進出」に、知的財産権侵害への警告や、海外における権利保護等といった支援サービスを提供し、権利侵害事件の情報を同市の公共信用情報サービスプラットフォームに組み入れ、知的財産権侵害等の違反行為に対する罰則を強化することが盛り込まれている。¹⁸

¹⁸出典：<http://www.shaanxi.gov.cn/0/1/1011/1787/1788/200790.htm>

2) 天津自由貿易試験区

2016年4月26日、天津市は『2015年天津市知的財産権保護状況白書』を発表した。白書によると、天津市は自由貿易試験区の知的財産権保護とサービス体制を刷新し、自由貿易試験区の知的財産権に関する制度リストを実施し、自由貿易試験区に濱海新区知的財産権保護サービスセンターを設立して、サービスセンターと行政・司法・仲裁・人民調停の「1+4」という、知的財産権保護の運営方式を試行している。

同時に、天津市は仲裁委員会と共同で知的財産権国際仲裁センターを設立して、自由貿易試験区の知的財産権保護方式を豊富にし、知的財産権保護力を強化している。また天津裁判所は研究の上、自由貿易試験区の知的財産権司法保護に関する新体制を構築した。¹⁹

このほか天津市は、天津自由貿易試験区の企業に特許代理申請・知的財産権評価・取引等のサービスを提供する知的財産権関連のサービス機関6社を自由貿易試験区に誘致することに成功し、天津自由貿易試験区に、集約化した、便利で、迅速に処理を行う「ワンストップ型」知的財産権サービス体系を構築する。天津自由貿易試験区の便利な知的財産権サービスプラットフォームは、濱海新区を拠点として、その影響は京津冀(北京市・天津市・河北省)一帯に及び、集約化された知的財産権サービスプラットフォームにより、民間による運営をより際立たせることになる。²⁰

3) 福建自由貿易試験区

福建自由貿易試験区は、正式に発足した後、クロスボーダー貿易、特に知的財産権関連貿易が急増した。自由貿易試験区の設立に伴う知的財産権保護の新たな課題に対応するため、福建法院は、自由貿易試験区に4つの自由貿易試験区知的財産権専用法廷を設立する(即ち福州市馬尾区人民法院、平潭総合実験区人民法院、廈門市湖里区人民法院、廈門海事法院にそれぞれ自由貿易試験区法廷を設立)予定である。廈門海事法院を除いた3つの裁判所の自由貿易試験区法廷は、著作権・商標権・ライセンス契約・商業秘密の侵害・不正競争紛争等を含む、自由貿易試験区の管轄区内の一般的な知的財産権関連の民事事件を受理することができるため、福建自由貿易試験区の知的財産権の司法保護体制の整備を更に健全に推進することになる。²¹

¹⁹出典：<http://news.sina.com.cn/o/2016-04-26/doc-ifxrprek3427718.shtml>

²⁰出典：http://www.china-tjftz.gov.cn/html/cntjzmyqn/YWZX24993/2015-06-03/Detail_579915.htm

²¹出典：<http://www.fjftz.gov.cn/article/index/aid/608.html>

また、福建自由貿易試験区では、特許・商標・著作権等の知的財産権管理と法執行業務を集めた「三位一体」知識産権局が正式に設立され、国際慣行に則った知的財産権管理体制の構築により、現代的で便利な知的財産権管理サービスを自由貿易試験区に提供している。²²

4) 広東自由貿易試験区

広東自由貿易試験区の知的財産権保護業務を強化するため、2015年8月18日、広東省知識産権局と広東省自由貿易試験区業務弁公室は共同で、『中国(広東)自由貿易試験区の知的財産権業務の強化に関する指導意見』を発表した。同『意見』は、自由貿易試験区の知的財産権業務について広東省が示した初の指導性のある文書であり、広東自由貿易試験区の産業構造調整・転換や高度化に対して知的財産権の支持効果を及ぼし、自由貿易試験区内企業の革新に全方向的な知的財産権保障を提供することを狙いとする。

これ以前に、中国財政部と国家知識産権局の承認を受け、珠海市横琴に国際知的財産権取引センターを設立することとなり、財政部から補助金5,000万元を支給されることも決定している。2015年4月23日、広東自由貿易試験区横琴新区エリアの発足式典において、市中級人民法院による広東自由貿易試験区横琴エリアの知的財産権巡回法廷も同時に設立した。同巡回法廷は、市中級人民法院の管轄に属し、自由貿易試験区関連の各種知的財産権紛争事件の審理を担当する。

2016年、広東省知識産権局は、自由貿易試験区内に知的財産権の迅速な権利保護体制を構築するという計画を検討すると同時に、横琴における国家知的財産権運営プラットフォームの設立をスケジュールに組み入れ予定で、国際間の知的財産権運営についての検討に積極的な姿勢を示している。また、広東自由貿易試験区はさらに、知的財産権保護の方面で総合的な法執行チームを設け、国際仲裁機関や協力体制の構築等についても検討していく計画である。

具体的政策	上海自由貿易試験区	広東自由貿易試験区	天津自由貿易試験区	福建自由貿易試験区
知的財産権に関する行政管理および法執行体制の改善	あり	あり	あり	あり
知的財産権に関する争議調停メカニズムの改善	あり	あり	あり	あり
特許ナビ(特許に関するポータル)	あり	あり	あり	あり

²²出典：<http://www.fiftz.gov.cn/article/index/aid/1649.html>

イト)産業の発展メカニズムの構築				
知的財産権センターの建設推進	上海アジア太平洋知的財産権センター	華南地区知的財産権運営センター	華北地区知的財産権運営センター	
知的財産権の処理および収益メカニズムの構築	健全な財政資金援助を伴う知的財産権の処理および収益メカニズムを構築	知的財産権の処理および収益管理改革を試行地点で推進	財政資金援助を伴う知的財産権の処理および収益管理改革を試行地点で推進	
知的財産権保護の支援メカニズムの改善		あり 重点産業の知的財産権即時保護メカニズムの構築も検討中	あり	あり
知的財産権に関する行政法執行と税関保護の協調性・利便性の向上		あり	あり	あり
知的財産権への投資・融資に関する金融サービスの刷新		あり	あり	あり
知的財産権に関する担保処理メカニズムの構築		あり	あり	あり
知的財産権に関するサービス業の発展	あり		あり	台湾の知的財産権に対するサービスを拡大し、大陸・台湾両地区の知的財産権経済の発展を試行地点で推進
知的財産権業務に関する社会参加メカニズムの改善	あり		あり	

健全な科学技術 成果の実用化・産 業化取引市場の 構築	あり		あり	
知的財産権法執 行協力連携セン ターの構築			あり	あり
技術系無形資産 に対する資本出 資の検討強化	あり			
カルチャー系版權 取引・芸術品取引 の実施	あり			
知的財産権に関 する公共サービ スプラットフォーム の構築		加工貿易のモ デルチェンジお よびバージョン アップに関する サービスを実施		
知的財産権に関 する国際取引の 実施			あり	

(二) 中国四大自由貿易試験区の知的財産権保護現状及び挑戦

現在、上海ではアジア太平洋地域における知的財産権中心都市の建設に全力で取り組んでおり、浦東はアジア太平洋地域における知的財産権保護センターの中心機能エリアである。知的財産権保護の観点からは、開放の水準が高くなるほど、保護の難度が上がる。自由貿易試験区では、規制の緩和、障壁の排除に力を入れ、自由貿易を促進し、貨物の自由な流れを重視しているが、決して知的財産権の侵害及び犯罪の「安全ハーバー」とはいえない。

上海自由貿易試験区には既存の知的財産権保護メカニズムがある。国内の自由貿易試験区外の地域と比較して、上海自由貿易試験区では「一線は開放、二線は安全で効率的な管理」との税関による監督管理制度を実施しており、特殊な税関監督管理制度ではあるが、ほとんどの知的財産権保護に関する問題は、既存の保護メカニズムにより解決することができる。例えば、自由貿易試験区内で商標権侵害、著作権侵害等の知的財産権に関する権利侵害や犯罪が発生した場合は、自由貿易試験区外の国内で発生した問題と全く違いはなく、自由貿易試験区内で発生した知的財産権問題の処理に対しても、自由貿易試験区外の国内における知的財産権のルールを同様に適用することができる。貨物輸送の中継、受託加工等特殊な問題以外の知的財産権に関する問題は、自由貿易試験区においては必ずしも顕著ではなく、あるいは既

存の知的財産権保護メカニズムを活用して解決することができる。特殊な問題の解決プロセスでは、本国の利益を保護し、自由貿易試験区の発展を促すだけでなく、基本的な法理に従わなければならない。

自由貿易試験区		課題
直接通過	中継	1. 通過商品 1) 模倣品が通過の名目で自由貿易試験区に入った後、文書の修正等の形式により、商品の出所や目的地を混同させて、商品の貿易ルートに対する権利者の監視から逃れる。 2) 模倣品が分散して自由貿易試験区に入った後、完成品として簡単な処理を行い、通過の形式に従って国を出て、監督管理から逃れる。
間接通過	保管	2. 自由貿易試験区で受託加工を行う 自由貿易試験区内の加工工場への委託は非常に便利で、原則として審査や監督管理が行われないため、被疑侵害製品が、生産及び輸出の段階でたやすく中国政府の監督管理から逃れ、直接国際市場で販売される。
加工	受託加工、組立、下請け	3. 自由貿易試験区の政策を利用して並行輸入 1) 特許製品: 中国の法律では特許製品の並行輸入を完全に認めており、監督管理が行われない。 2) 商標登録のある製品の並行輸入: 中国の法律では明確に認められていないが、国際貿易の利便性向上を考慮し、自由貿易試験区内では事実上、並行輸入が許可されている。
並行輸入		4. 越境電子商取引 自由貿易試験区の政策を利用し、区内に倉庫を設置すれば、越境電子商取引に便利である。
越境電子商取引(越境 EC)	保管拠点	

(三) 自由貿易試験区における対外貿易関係が引き起こす知的財産権保護に関する課題

1. 通過貿易

通過貿易とは、甲国から乙国へ商品を輸送するにあたり、地理的な理由により第三国を通過する必要がある場合、第三国にとってはその取引に直接関与しないものの、商品は当該国の国境又は関税地域への出入りが必要であり、また税関の統計を経なければならないため、当該国の輸出入の一部を構成することをいう。通過貿易は直接通過と間接通過に分けられる。

①直接通過:外国の商品を単純に中継する性質のもので、一国のみを通過し、税関の監督下で、1か所の港から国内航路により別の1か所の港まで積載輸送し、国外に輸出する、又は同一の港内で、元の船舶から別の船舶に積み替えて関税地域から出航する。

②間接通過:外国の商品を関税地域まで輸送した後、税関の保税倉庫に保管し、その他の加工等を行わず、保管のみ行った後、再び税関の保税倉庫から出庫し、関税地域から搬出することである。

一時的に通過する貨物は、最初の国及び目的国においてはいずれも権利侵害を構成しないかもしれないが、中国において積み替え、中継輸送を行う際に、他人が中国で登録された商標との、同一又は類似の商品における商標の一致や類似を構成する可能性がある。これが権利の侵害に当たるか否かについては、実務においても大きな論争がある。自由貿易試験区の本質的な目的は、貨物の自由貿易及び自由な流通を重視することにある。したがって、主流の考え方は次の通りである。

通過国の実際の役割は「通路」であり、通路の円滑さを維持してこそ、迅速に通過させる機能を実現し、国際貿易の輸送コストを低減させ、国際貿易の発展を促すことができる。通過国は利便性の高い輸送路を提供するとともに、通過する製品が通過国の市場に進入して流通することがなく、通過国の競争力の損失を招かないことを前提として、通関効率を高め、臨時通過行為が知的財産権の侵害を構成することを認めるべきではないと考えられる。

2.自由貿易試験区における受託加工輸出行為

自由貿易試験区における「国境内で税関外」の政策が、企業の受託加工輸出行為にとって確かに便利であるが、これに関する紛争も今後目立つようになると思われる。受託加工に関する事案で注意すべきは次の4点である。

①商標の登録状況、すなわち、外国の委託者が製品販売先国において商標権又はその使用許可を得ているか否かについて確認する。

②商標の使用状況、すなわち、受託加工製品に表示された商標が、当該商標の国外での登録内容及び許可された類別に厳密に基づき使用されているか否かについて確認する。

③製品の販売状況、すなわち、全ての受託加工製品が、委託者が権利を有する地域に向けて販売されるか否かについて確認する。

④加工会社の注意義務の履行状況、すなわち、加工者が、委託者の商標権を証明する文書を適切に審査し、事実であることを確認しているか否かについて確認する。

現在、裁判所の関連の判例では、次のように判断されている。商標の基本的機能は、商品又はサービスの出所を識別することであり、その主眼は、一般消費者が商品の出所を誤認、混同がないことである。国内企業の加工行為は国外の会社からの委託を受けた受託加工行為であり、製品は国内では販売されず、中国の社会一般の人々が事件に関わる製品に接触することは不可能であり、国内の関連一般人に誤認・混同を引き起こさせることはない。したがって権利侵害を構成することはない。

(四) 自由貿易試験区の税関関連政策法規

中国の自由貿易試験区の発展は、法制度の保障と密接に結びついている。自由貿易試験区の設立以来、国は関連の政策や規定を相次いで打ち出し、的確な法的規範を制定するとともに、実務において遭遇した問題に基づき、自由貿易試験区の法的保障制度の整備を進めてきた。自由貿易試験区の設立には、国が主導的な役割を果たし、いつどこに設立するかを計画して、全ての自由貿易試験区を一括管理し、自由貿易試験区の運営に関する法規制を定める。国レベルで制定された法的規範は主に、全国人民代表大会常務委員会、國務院、國務院直属の海関総署(※「海関」は中国語で税関のこと)、及びその他の部門が手掛ける。

中国の4つの自由貿易試験区は地理的位置や発展状況が大きく異なる上、各々が異なる役目を担っているため、現地の政府・税関・関連部門は、実情に応じてそれぞれの特性に合った関連法的規範を制定している。

1. 上海自由貿易試験区の関連法的規範

上海自由貿易試験区は、中国初の自由貿易試験区として、設立期間が長い。その法的保障制度には改善すべき点はまだ多いものの、その他の自由貿易試験区に比べて整備が進んでおり、その他の自由貿易試験区の法的保障制度構築にあたって参考となっている。上海自由貿易試験区の関連法的規範には、以下が含まれる。

- 1) 海関総署による「中国(上海)自由貿易試験区建設の安全で効果的な監督管理の支持及び促進に関する若干の措置」
- 2) 中国(上海)自由貿易試験区による「自主申告、自助通関、自動許可、重点審査改革プロジェクトの試行地点の展開に関する公告」
- 3) 「自由貿易試験区の通関伝票のペーパーレス化に関する公告」

- 4) 「中国(上海)自由貿易試験区における国外からの搬入貨物の「先入区、後通関(※先に貨物を搬入、後で通関手続)」作業方式の実行に関する公告」
- 5) 「中国(上海)自由貿易試験区の税関特殊監督管理区域内における自動車並行輸入の試行地点の保税倉庫・保管業務の展開に関する公告」
- 6) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における「自主申告、自動通関、自動許可、重点審査」改革プロジェクトの試行地点の展開に関する公告」
- 7) 「中国(上海)自由貿易試験区における「銀行担保口座」実施の関連事項に関する公告」
- 8) 「上海税関による中国(上海)自由貿易試験区の海運国際混載貨物(LCL)の中継集中業務に関する公告」
- 9) 「中国(上海)自由貿易試験区における「自動許可、重点審査」方式の実施に関する公告」
- 10) 上海税関による「第1弾中国(上海)自由貿易試験区の税関監督管理サービスの革新制度の複製普及に関する公告」
- 11) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の「1回の届出で、繰り返し使用」方式に関する公告」
- 12) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区内の企業信用情報公開に関する公告」
- 13) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区実施区内での企業の自律管理に関する公告」
- 14) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における企業協調員の試行作業に関する公告」
- 15) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区内の企業登録登記改革等の事項実施に関する公告」
- 16) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の税関スマート化モニタリング管理に関する公告」
- 17) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における国内販売選択性関税徴収業務に関する公告」
- 18) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における徴税集中総括業務に関する公告」
- 19) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における届出リストの新バージョンの統一運用に関する公告」
- 20) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の倉庫保管企業のインターネット監督管理モデルの実施に関する公告」

- 21) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の「ロットによる進出、集中申告」方式の実施に関する公告」
- 22) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区出入国貨物通関申告伝票(届出リスト)に付随する伝票証明の簡素化に関する公告」
- 23) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区内における税関手続税金納付延期の審査批准の授権に関する公告」
- 24) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の加工貿易作業注文式審査帳消し方式の実施に関する公告」
- 25) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の貨物物流の「自己輸送」作業方式の転換に関する公告」
- 26) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区内における国外からの搬入貨物の「先進区、後報関」作業方式の実施に関する公告」
- 27) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区内における企業のインターネット監督管理手続きに関する公告」
- 28) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区のファイナンシャルリース業務の展開に関する公告」
- 29) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の分割貨物保税業務の展開に関する公告」
- 30) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区における国内外補修業務の展開に関する公告」
- 31) 上海税関による「中国(上海)自由貿易試験区の保税展示取引業務の展開に関する公告」

2. 天津自由貿易試験区の関連法的規範

- 1) 「自由貿易試験区における中継貨物産地証明の管理作業規範」
- 2) 「税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所の実施区域の通関一体化改革に関する公告」
- 3) 海関総署(税関総署)による「中国(天津)自由貿易試験区の建設発展の支持と促進に関する若干措置」
- 4) 天津税関による 18 項目の政策措置
- 5) 天津税関公告(2015 年第 25—32 号)

- 6) 天津税関による「自由貿易試験区の自由貿易試験区建設を支持する第 2 弾措置の具体的内容」
 - 7) 天津税関公告(2015 年第 35 号)
 - 8) 天津税関公告(2015 年第 33、34 号)
3. 福建自由貿易試験区の関連法的規範
- 1) 需要提供の公告
 - 2) 「中国(福建)自由貿易試験区福州エリアと平潭総合実験区内における海運貨物直接輸送標準の緩和に関する公告」
 - 3) 「厦門(アモイ)税関の飛行機補修業務に対する関連監督管理問題に関する公告」
 - 4) 「中国(福建)自由貿易試験区福州エリアと平潭総合実験区の社会仲介機関の協力誘致による税関保税監督管理と企業審査作業の展開に関する公告」
 - 5) 「厦門エリア内の港湾区における海運国際中継出入国検査の通常混載貨物業務に関する公告」

福州税関 厦門税関の中国(福建)自由貿易試験区検察の共同推進に関する連絡協力弁法

4. 広東自由貿易試験区の関連法的規範
- 1) 深セン税関による「中国(広東)自由貿易試験区深セン前海蛇口エリアにおける企業の「自発的開示」制度改革試行の関連事項に関する公告」
 - 2) 深セン税関による「自由貿易試験区通関業者の登録登記改革関連事項に関する通告」
 - 3) 深セン税関による「中国(広東)自由貿易試験区前海蛇口エリアの建設発展の支援及び促進に関する若干措置」
 - 4) 海関総署による「中国(広東)自由貿易試験区の建設発展の支援及び促進に関する若干措置」
 - 5) 「中華人民共和国税関の横琴新区に対する監督管理弁法(試行)」

三、中国自由貿易試験区税関の制度の特徴

(一) 中華人民共和国税関の概略紹介

中華人民共和国税関は国の入出境監督管理機関であり、垂直的な指導体制を実施している。基本的任務は入出境の監督管理、徴税、密輸の摘発、統計、対外的な税の徴収と管理、通

関の監督管理、保税の監督管理、輸出入統計、税関による査察、税関による知的財産権保護、密輸の取締り、税関検査場の管理等を主な職務とする。

税関総署は、中華人民共和国国務院に属する省級の直属機関で、全国の税関を統括管理する。税関総署には現在、内部に設置された 17 部門、直属事業 6 団体があり、4 つの社会団体（税関学会、通関協会、税関検査場協会、保税区輸出加工区協会）を管理しており、また EU、ロシア、米国等に税関組織を駐在させている。中央紀律検査委員会、監察部は、税関総署に紀律検査グループ、観察局を駐在させている。

全国の税関組織には、現在、直属の税関組織 46 か所（広東分署、天津・上海特派員事務所、直属の税関 46 か所、税関大学 2 校）、管轄下の税関及び事務所 600 か所、通関の監督管理拠点 4,000 か所ほどを有する。中国税関の現在の職員数（税関密輸取締り警察を含む）は約 5 万人である。

「中華人民共和国海関法（中華人民共和国税関法）」等関連する法令に基づき、中国税関は主に次の 4 つの基本任務を負う。1)輸送手段、貨物、物品の入出境の監督管理。2)関税及びその他の税、費用の徴収。3)密輸の捜査。4)税関統計の作製及びその他税関業務の処理。これらの任務に基づき、主に通関の監督管理、税の徴収・管理、加工貿易及び保税の監督管理、税関統計、税関による査察、密輸の取締り、税関検査場の管理等 7 つの職務を履行している。

上海自由貿易試験区での制度の革新

上海自由貿易試験区の範囲内で、浦東税関、浦東空港税関、洋山税関及び外高橋保税区税関が、税関の行政管理機能を行使する。

この 4 か所の税関の主な業務管轄エリアは次の通り。

税関	管轄エリア
上海浦東国際空港税関	上海浦東国際空港及び関連する税関の監督管理対象エリア
上海外高橋保税区税関	外高橋保税区、保税物流パーク
洋山税関	洋山保税港エリアと臨港産業パーク、及び小洋山島エリア
上海浦東税関	上海市浦東新区、ただし上海上海浦東国際空港税関、上海外高橋港区税関、洋山税関、上海外高橋保税区税関及び上海税関駐南匯事務所の管轄エリアは除く

上海自由貿易試験区の範囲内における4か所の税関の主な職務には、次の6点が含まれる。

1) 輸出入関税及びその他の税金・費用の徴収・管理を担当し、法により反ダンピング及び反補助金措置、セーフガード及びその他の関税措置を行う。

2) 入出境に関わる輸送手段、貨物、物品、監督管理場所の税関による監督管理業務を担当する。保税輸送企業、輸送手段及び貨物に関する監督管理・通関業務を担当する。税関での貿易取締りを担当する。税関でのテロ対策、社会の安定維持、拡散防止等に関わる業務を担当する。知的財産権の税関での保護業務を計画・実施する。

3) 加工貿易及び保税物流の監督管理を担当する。

4) 輸出入企業に対する税関査察、通関の管理、適法で利便性の高い管理及び税関による貿易調査、市場調査業務を担当する。

5) 輸出入貨物貿易の統計業務を担当する。

6) 法により密輸や規約違反の事件を取り締まり、税関における密輸捜査業務を計画、実施する。

上記6点の主な職務及びその具体的業務事項から見ると、上海自由貿易試験区の設立以前における4か所の税関での主な職務との大きな違いはない。例えば上海外高橋保税区税関が、自由貿易試験区の範囲内の4か所の税関の特殊監督管理エリアの通関手続を行う組織の届出・登録業務をまとめて処理する等、貿易の利便性に関する手続きの面で一部変化が生じただけである。

(二) 上海自由貿易試験区で新たに採用された税関監督管理制度

上海自由貿易試験区は、中国で最初に設立された自由貿易試験区であり、複製と拡大可能な監督管理制度14項目を取り入れている。そのうち9項目は、貿易についての利便措置である。

1) 「先入区、後通関(※先に貨物を搬入、後で通関手続)」。つまり貨物が境外から自由貿易試験区に入ると、区内企業は入境貨物の積荷目録等の情報により、先に税関に簡易申告した上で、通関地の貨物引取と区内への搬入手続を行い、定められた期限までに改めて税関に入境貨物の正式な申告手続を行うことができる。税関は監督管理情報化システムにより、リスク解析を通じて効果的な監督管理を行う。

- 2) 区内自己運送。自由貿易試験区内の企業は、4つの分割区域の間で貨物を移動させる際、税関に届け出た車両を使用すれば、貨物を自己運送することができる。
- 3) 入出境届出リストの簡略化と統一。これにより、上海自由貿易試験区が4つの特殊監督管理区域を併合した後に生じた入出境届出リストの齟齬が解消された。
- 4) 「分散輸送、集中申告」。企業が何回かに分けて貨物を区から搬出する、または区内に搬入する場合、定められた期限までに集中的に申告できるようになっている。
- 5) 通関書類のペーパーレス化。自由貿易試験区と境外の間では、出入国届出リストの添付書類(契約書、インボイス、B/L、パッキングリスト等)は、申告時に税関に提出する必要がなく、税関の審査時に必要であれば提出する。自由貿易試験区と「国境内・税関外」の間において、輸出入の通関申告書の添付書類は、中華人民共和国海関総署 2014 年第 25 号公告の規定に従う。
- 6) 「チェックポイント検査のスマート化」。自由貿易試験区のチェックポイント検査方式により、スマート化したチェックポイントを設計し、既存のチェックポイント施設をより高度なものに改造して、貨物の自動照合・自動判別・自動許可を実現している。
- 7) 集中一括納税。すなわち「分散申告、集中納税」であり、「分散輸送、集中申告」と類似する。
- 8) 作業指示書方式の核銷(※「核銷(かくしょう)」とは通関実績と貨物代金決済を照合することを指す。)。税関が ERP システム管理を実行する製造企業とネットワークを形成し、リアルタイムで企業の作業指示書データや出入庫の申告データを収集することにより、企業の生産を定量的・動的に監督管理し、税関の原簿データと企業の実際のデータを自動照合できるようにした。
- 9) 倉庫保管企業のオンライン監督管理。区内の倉庫保管企業が倉庫保管管理システム(WMS)を用い、税関とネットワークを形成することにより、税関が「システムオンライン+倉庫管理+リアルタイム消込」管理を実施することができる。

(三) 天津自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度

天津自由貿易試験区内の主な行政管轄エリアは次の通り。

管轄部門	管轄エリア
天津東疆保税港区税関	天津港東疆エリア

天津保税區税関 ²³	天津空港エリア
濱海新区中心商務エリア管理委員会 ²⁴	濱海新区中心商務エリア

天津税関は、自由貿易試験区の設立以来、新たな税関監督管理制度を3回にわたって発表し実施した。貿易の利便化に関するものは、下記の10項目である。

1) 保税貨物の自己運送制度

保税運送を税関の監督管理車両で行っていたそれまでの方法を変更し、自由貿易試験区内の企業は、税関に届出を行った自社所有車両又は資格を有する輸送業者の車両に限って、保税貨物を運送することができるようになった。

2) 統一届出リスト

自由貿易試験区の税関特殊監督管理区域で使用する2種類の届出リストを、同一様式に統一し、申告内容を36項目及び42項目から30項目に軽減したため、企業の申告が以前より簡単で便利になった。

3) 保税倉庫と輸出監督管理倉庫の業務申請事項を集中的に受理

自由貿易試験区内企業が行う保税倉庫、輸出監督管理倉庫等の保税監督管理場所の設立・変更・延期等の事項を、自由貿易試験区総合サービスセンターでまとめて受理できるようにしたため、企業の関連手続が便利になった。

4) 「分散輸送、集中申告」制度

自由貿易試験区の税関特殊監督管理区域に出入する貨物は、これまで「一票一報(※申告書毎の手続)」であったが、「多票一報(※まとめ通関)」が可能になったため、企業の申告回数が大幅に減り、物流がスピードアップし、通関コストの削減が実現した。

5) 通関書類のペーパーレス化

通関作業のペーパーレス化により、自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域の企業が通関申告時に提出する関連書類が簡略化され、通関効率が大幅に向上した。ただし税関は、必要であれば関連書類の提供を企業に求める権利を留保している。

6) 集中一括納税制度

²³出典：<http://www-main.tjftz.gov.cn/bsq3/system/2015/05/15/010053842.shtml> 保税區税関入居空港經濟区(自貿試験区空港区域)サービスセンター2015-05-15

²⁴濱海新区中心商務区は、濱海新区の七つの經濟功能区のうちの一つであり、中国(天津)自貿区の核心区でもある。

有効な担保があることを前提に、自由貿易試験区企業の「集中一括納税」の試行が奨励されており、貨物の通関許可が下りた後、定期的に税関に対して自発的に納税するという便利な政策が適用されている。

7)「税関連担保の多様化」制度

自由貿易試験区の企業は、通関において税関連担保業務が発生した場合、通関の必要に応じて、保証金又は銀行保証状等の様々な形の担保を自由に選択できるようになったため、企業は資金面でのプレッシャーが軽減され、資金繰りにも余裕ができた。

8)原産地証明書のオンライン電子審査制度

原産地データの共有がすでに実施されている原産地貨物については、自由貿易試験区において原産地証明書電子データによる通関申告が試験的に推進されており、企業は税関に紙の原産地証明書を提出する必要がなくなった。

9)自由貿易試験区の通関業者による許可登録の簡略化

自由貿易試験区内の通関業者は、総合サービスセンターの税関窓口で、登録手続きを集中的に行うことができるようになり、また手順が簡略化されたため、便利になった。

10)自己核銷(※「核銷」とは通関実績と貨物代金決済を照合すること)

事前にリスクを厳しく防止することにより、従来の加工貿易の核銷方法を変更し、企業自らが核銷周期を定め、税金の申告、計算、書類の保管、監査の依頼、開示を行い、自身で責任を負うようにした。税関は、手続上の書類審査から、実際の貨物の監督管理や事後審査に重点を移したため、通関業者の責任が明確になり、監督管理機能が向上し、更には企業統治の改革にも役立っている。

(四) 福建自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度

福建税関は、自由貿易試験区の設立以来、約 100 項目の新しい税関監督管理制度を次々と発表している。うち、特に代表的なのは、次の 7 項目である。

1)国際水準に適合した国際貿易の「単一窓口」の開設。企業は国際貿易の「単一窓口」を通じて、通関業務・港湾物流業務・金融サービス・総合業務の問合せ等が行えるようになり、「一つの窓口、一つの場で、一括申告、一括終了」が実現した。

2)微信(WeChat)での検査予約。企業又はその代理人は、申告した貨物に検査が必要なことが分かった場合、携帯電話等の端末で、税関の検査予約担当の微信(WeChat)アカウントに検査予約情報を送信する。予約が確認されたら、あとは「予約時間通り」現場に赴き、税関検査に協力するだけである。

3)完成車輸入における「一体化した快速通関」。輸入した完成車が荷揚げされると、税関が即時に電子ラベルを貼付する。無線自動識別(RFID)技術を利用することで、通関のペーパーレス化、安全で分かりやすい迅速な通関を実現している。

4)原産地証明書発給管理の改革と簡素化。検験検疫部門は、原産地業務において、企業の声明による直接発給、属地届出・多地点発給の方式を実施しており、製造企業が原産地証明書を代わりに手配できるようになっている。

5)出入境郵便物の「移動式」通関。出入境郵便物の通関補助管理システムを開発し、このシステムにより廈門(アモイ)通関区域の出入境郵便物の情報化・移動式通関を実現している。入境郵便物の発送人・受取人は、ネットワークや微信(WeChat)等により、出入境郵便物の申告・問合せ・税金納付等をオンラインで行うことができる。出境郵便物は、通関手続が簡単でスピーディになり、現場での手続時間や交通費用の節約になる。

6)中国-ASEAN 水産物取引所の入境水産物への「統一申告、集中検査、分散許可」方式の採用。以前は各埠頭で別々に検査し、合格してから通関許可・入庫していたが、先に入庫し、後から集中的に検査するやり方に変更された。貨物は福州馬尾通関地に到着すると、「先に入庫、後から検査」が可能となり、企業の確定した注文情報により、何回かに分けて通関許可が下される。

7)CEPA(中国本土-香港間の経済貿易緊密化協定)及び ECFA(兩岸経済協力枠組協定)による原産地証明書提出要件の簡素化。福建自由貿易試験区では、企業が CEPA 及び ECFA における輸入貨物について、優遇関税待遇を申請した場合、税関が輸出者の送った原産地証明書電子データを受け取っていれば、紙面による原産地証明書を提出する必要がなくなった。

(五) 広東自由貿易試験区で新たに採用された監督管理制度

広東税関は、自由貿易試験区の設立以来、様々な通関上の便宜措置を実施している。

1)旅客検査において、「一機一台(※税関と検験検疫部門が同一の X 線検査機・検査台を使用すること)、共同検査、別個処理」という作業方式を実施し、旅客の通関プロセスを 3 段階から 2 段階に減らしたため、通関効率が 30%向上した。

2)通関申告書、入出境貨物の通関証明書は、基本的に全てペーパーレス化を達成している。

3)税関と検験検疫部門が「一回で申告、一回で検査、一回で許可」という「3つの一回」方式を採用。

4)南沙エリア、横琴エリアでは「情報の相互交換・監督管理の相互認可・法執行の相互援助」という「三互」通関方式を実施している。

5)南沙エリアでは、「インターネット・プラス」のコンセプトを用いて、税関登録・届出の「一照一碼(※1 許可証、1 コード)」改革や、迅速な検査体制の確立が推進されている。

6)蛇口エリアでは、「三互(※情報の相互交換・監督管理の相互認可・法執行の相互援助)」の試行や、倉庫保管貨物の状態分類による監督管理制度の実施のほか、深セン-香港間の「陸路クロスボーダー快速通関」が推進され、「クロスボーダー快速通関」や「先入区、後通関(※先に貨物を搬入、後で通関手続)」方式の採用、及び「安全スマートロック」や「チェックポイントのスマート化」措置により、迅速な通関が実現している。

7)横琴エリアでは、税関区域の通関一体化改革が進み、粵港澳(広東・香港・マカオ)税関間の「情報の相互交換・監督管理の相互認可・法執行の相互援助(三互)」の推進と同時に、通関地検査体制の刷新や通関地総合部門の共同法執行の仕組みが試みられている。

(六) 四大自由貿易試験区の通関便宜措置の共通点と各自の特色

上海、天津、福建、広東の4大自由貿易試験区は、税関監督管理制度において互いの経験を活かし採用した結果、自由貿易試験区では共通した一連の制度が構築されつつある。これら制度には、自由貿易試験区の通関上の便宜措置の共通点が表れている。

総合すると、4大自由貿易試験区の通関上の便宜措置には、次のような共通点がある。

1)いずれの区も「先入区、後通関(※先に貨物を搬入、後で通関手続)」方式を実行して、「一線(※自由貿易試験区と国境外の出入口)」貨物の迅速な搬入問題を解決し、企業の通関コストを下げ、通関効率を上げている。

2)いずれの区も、自由貿易試験区内の企業が、税関に届出を行った車両で、自由貿易試験区内において貨物を自己運送できるようにしており、貨物の流通効率が上がり、企業の貨物流通コストの削減を実現した。

3)いずれの区も、統一出入境届出リストを簡素化している。上海自由貿易試験区は、4つの特殊監督管理区域を併合した後、統一された新バージョンの出入境貨物届出リストの使用をスタートし、天津自由貿易試験区は、二種類あった届出リストを一つの様式にまとめている。福建、広東自由貿易試験区は、上海自由貿易試験区の「統一出入境届出リストの簡素化・統一」制度をそのまま採用している。

4)天津、福建、広東自由貿易試験区において、上海自由貿易試験区の「通関書類のペーパーレス化」制度、「分散輸送、集中申告」制度、「チェックポイント検査のスマート化」制度、国際貿易の「単一窓口」の試行等の通関上の便宜措置も取り入れている。

上海、天津、福建、広東の4つの自由貿易試験区は、戦略的ポジショニングが異なるため、税関の監督管理制度にも各区で様々な特色がある。上海は自由貿易試験区が最初に設立された地区であるため、税関監督管理制度の模索においては、他の3つの自由貿易試験区に比べ、経験という大きな強みがある。上海自由貿易試験区は、14項目の新制度をいち早く取り入れ、簡素で安全、便利で高効率な通関制度の経験を蓄積した。この14項目の新制度は徐々に全国に広がり、上海自由貿易試験区の影響が各地に波及した。

京津冀地区に立地する天津自由貿易試験区は、京津冀の共同发展を促進することが、その任務の一つであるため、「京津冀の共同发展に寄与する天津自由貿易試験区の8項目措置」が打ち出されている。その内容は、京津冀税関区域の通関一体化改革の実施、京津冀の区域に跨った検査検疫の「通報、通検、通放(※地域内の全ての検査機関で申告・検査が可能になった制度)」と「輸入直通、輸出直放(※輸出入時間の短縮制度)」の一体化方式の実行、「1631」工程の重点的实施(つまり「一つの体制」を構築し、国家商務部の指導のもと、天津市・北京市・河北省の三省市を組織し、具体的な業務協力体制を設け、京津冀の共同发展に寄与する天津自由貿易試験区のトップダウン設計を行う)、「六つの推進」の実施(つまり天津自由貿易試験区の行政管理体制改革、投資体制改革、貿易の利便化と貿易方式の刷新、京津冀区域における金融開放経験の複製・拡大、北京サービス業の拡大開放試行地との比較テスト・相補テストの推進を実施する)、「三つの一体化」の促進(すなわち通関サービスと通関地物流の一体化、金融サービスと監督管理の一体化、区域要素資源配置の一体化を促進する)、「一群のプロジェクト」の実施(すなわちプロジェクトを選抜し、プロジェクトを手掛かりに天津自由貿易試験区が京津冀の共同发展に更に寄与するようにする)等である。

福建自由貿易試験区は、台湾と海峡を隔て対面し、地理的位置が特殊であるため、両地の経済発展促進のため、一連の政策・措置が実施されている。例えば平潭エリアでは、台湾向けの低額商品取引市場で「先に許可、後で通関」方式が試行されている。廈門(アモイ)・平潭エリアは、両地の海運宅配便プラットフォームを利用して、税関・国の監督管理システム・台湾の税関貿易ネットワーク等とリンクすることで、個人使用目的商品の税関・検査検疫の監督管理措置を簡素化し、両地の海運宅配便センターを繋ぐ物流の新ルートをつくり上げた。台湾から福建に輸送される自動車のための「一体化した(オールインワン)快速通関」は、入境する車両を

貨物として管理し、一時的に出入境する貨物の承認・通関申告手続が入境前に必要であったのを、輸送車両として管理するようになったため、事前に届出さえすれば、しかも輸入貨物を運んで入境できる。台湾から福建に輸送される自動車の手続が簡略化されて、通関速度が高まった。

広東自由貿易試験区は、香港・マカオに隣接する地理的位置にあるため、香港・マカオと自由貿易試験区の連携促進において、他の自由貿易試験区の税関制度を取り入れ、様々な措置を実施している。例えば、「広東-香港越境倉庫監督管理制度」、徴免税証明書のペーパーレス化改革、原産地管理優遇制度等の多くの新制度の推進やマカオナンバー車の横琴新区への乗り入れを可能とする政策の実施、車両の届出管理や分類担保等の措置の最適化、情報化システムによる車両の出入境データ自動収集・車両自動識別・チェックポイント自動許可の実現、広東-マカオ間の「小商品快速通関」の支持(マカオの小物商品は、簡略分類・一括申告等の迅速な通関方式で横琴に運送することができる)、珠海-マカオの物流事情に基づく、「一線」を通じて横琴に出入する他の貨物への簡易化分類による「快速通関」方式の適用の検討、粵港澳(広東・香港・マカオ)税関の間の、「情報の相互交換・監督管理の相互認可・法執行の相互援助(三互)」の推進、広東-マカオ税関の間の「綠色関鎖(※横琴に入った貨物は、マカオ税関の検査認定があれば横琴税関で再検査の必要がないという制度)」実施範囲の拡大、横琴自由貿易エリアとマカオ空港の連動体制の推進、広東-マカオ税関の「一地両検、連合検査(※通関を一ヶ所で行う)」の検討等である。これらの措置は、粵港澳(広東・香港・マカオ)地区の提携を深め、同地の経済力を強化することに寄与している。

現在、各地の自由貿易試験区の税関の制度改革には程度の差があり、制度改革の水準及び基準が統一されていない。これは自由貿易試験区の税関における相互補完性・対比の実験の価値と改革成果をある程度弱めている。税関総署の説明によれば、次の税関改革の重点はトップダウン設計の強化であり、自由貿易試験区の改革とその他の重要な業務改革を組み合わせ、制度改革を統括的に調整して進め、自由貿易試験区税関の協力メカニズムの構築により、自由貿易試験区間の協力・連動を強化し、制度の革新の連携性を高め、資源を共有し、優位性を相互補完する、自由貿易試験区税関の業務の枠組みを段階的に形成していく。

また、四大自由貿易試験区の税関関係部門への取材を通してわかったのは、現在、四大自由貿易試験区にはいずれもいわゆる「自由貿易試験区税関」が正式に設立されていないものの、自由貿易試験区税関に相応する作業グループが設置されており、主に制度の革新及び政策の研究・実施等マクロ面の業務を担当している。例えば、2015年2月13日、中国(福建)自由貿易試験区福州税関作業グループが設置され、2015年3月5日には「横琴自由貿易試験

区を推進する「拱北税関事業事務局」が発足し、拱北税関の熊振国副関長が事務局主任を兼任して、主に当該税関指導班による戦略的配置の実施、拱北税関横琴自由貿易試験区の監督管理制度の革新の加速等の業務を担当する。上海税関法規室から得た情報によると、現在、自由貿易試験区での知的財産権に関する事件は、依然として上海税関の法規室が統括して処理し、その法執行の根拠及び業務の流れは一般の税関と同じで必ずしも区別はない。上海自由貿易試験区税関作業グループの構成員は、税関総署及びその管轄下の税関等の部門から推薦派遣され、2～3年の業務の後に、元の組織又は部門の業務に復帰することになっている。

(七) 自由貿易試験区税関の監督管理に関する特徴と措置

自由貿易試験区の最大の特徴は「国内にありながら税関外」という特殊な税関管理制度である。具体的には、「フロントライン(第一ライン)の完全開放を徐々に進め、セカンドライン(第二ライン)を安全かつ効率よく管理し、区内の貨物を自由に流動させる」というものである。

世界の一般的な自由港湾区と比べ、現行の中国保税港湾区の自由度はあまり高くない。法律面から言うと、上海総合保税区を含む中国のすべての保税区は、本質的に「国内にありながら税関内」である。しかし、自由貿易試験区が設立されれば、「国内にありながら税関内」が「国内にありながら税関外」へと開放される。

「国内にありながら税関外」について。外高橋保税区を例にとると、この区域は、中国国内にありながら、税関納税区域外として扱われる。例えば、高級自動車を中国で販売しようとする場合、まずは展示用の自動車を1台だけ外高橋保税区に輸送し、潜在的顧客に見学してもらうことができる。これは、すなわち「国内にありながら税関外」という状態で、輸入税を納付する必要はない。

ここで言う「フロントライン」とは、自由貿易試験区と国境外の通用口を意味している。「フロントラインを開放する」とは、国外の貨物を、税関の管理を受けずに自由に自由貿易試験区に入りさせることができ、自由貿易試験区内の貨物も、税関の管理を受けずに自由に国外に運び出すことができるということである。つまり、「まず税関申告をしてから区域に搬入する」という従来の通関形式とは異なり、税関試行地点は「まず区域内に搬入してから税関申告をする」という新たな通関形式に制度を改革したものである。

次に、別の例を説明する。10月9日、韓国ウルサン(蔚山広域市)から輸入された電解銅が上海自由貿易試験区に搬入され、この自由貿易試験区試行地点の最初の入庫貨物となった。貨物重量499トンのコンテナトレーラーが上海自由貿易試験区の税関検問所に到着し、専用の「スピード検問レーン」に入ると、運転手はこれまでのように車から降りて通行手続を行うことなく、運転席に座ったまま貨物引替証を取り出した。貨物引替証に記載されたバーコードを、車道レーンに新設されたスキャナーにかざすと、左前方の電子パネルに赤い文字で「通行許可」の文字が表示される。検問所のバーが自動で上がり、トレーラーはスムーズに目的の会社倉庫に到着することができた。トレーラーが検問を抜けて自由貿易試験区に入るまでのプロセスは、これまで「2回下車、2回乗車、4回捺印」だったが、現在は「0回下車、0回乗車、0回捺印」へと変更され、平均所要時間も6分だったのが30秒に短縮された。税関が自由貿易試験区の試行地点で実施することにした「まず区域内に搬入してから税関申告をする」という新たな税関管理モデルでは、企業は、あらかじめ自由貿易試験区の税関管理情報化システムを通じて、税関に貨物引受申請を行い、貨物引替証を受け取る。貨物が港湾に到着したら、税関手続完了を待たずに、港湾区からコンテナを直接ピックアップし、貨物を自由貿易試験区に搬入・入庫させることができる。「まず税関申告をしてから区域に搬入する」という「直列式」通関モデルに対して、新モデルは、企業が自由貿易試験区内への貨物搬入作業と税関申告手続を同時に進める「並列式」である。税関許可を受ければ、試験区内試行地点の場合、企業は輸入船の積荷明細書の情報をもとに、貨物を先にピックアップして区域内に搬入することができる。そのうえで、規定の期限内(輸送機関が入国してから14日以内)に税関で輸入貨物リストの申告手続を行う。穀物などの商品は市場価格の変動が大きいいため、貨物の回転・入庫にスピードが要求される。「まず区域内に搬入してから税関申告をする」という新たな管理モデルが実施されたことで、通関効率は大きく向上し、通関コストも抑えられることになった。続いて、ここで言う「セカンドライン」とは、自由貿易試験区と税関をはさんだ国境内との通用口を意味している。「セカンドラインを安全かつ効率よく管理する」とは、検問所の管理を最適化し、電子情報ネットワークを強化するとともに、輸出入リストの照合、帳簿管理、検問所での実物確認、リスク分析といった管理を強化することで、セカンドライン管理とフロントライン管理の連携を促し、「貨物の出入に便宜を図りつつ、品質安全リスクを厳しく予防する」という検査検疫管理モデルを推進するということである。電子帳簿管理を強化することで、試験区内の貨物を各税関の特殊管理区域や管轄の違う税関の間で便利に、かつスピーディに移動できるようになる。また、試験区内では、企業は原則として地域制限を受けないため、区域外への再投資や業務展開も可能である。ただし、特別

規定により、必要な手続を行うよう定められている場合は、その特別規定に従わなければならない。さらに、企業の運営情報と管理監督システムの連動も進められており、リスクモニタリング、第三者管理、保証金請求等によって効果的な管理を行うことで、上海市の信用システム構築に大きな役割を果たし、企業の商務信用管理や経営活動専属管轄制度の形成を加速している。

さらに、ここで称される「区内の自由」は、複数の意味がある。①生産の自由と流通の自由である。区域内では国際集配、国際配送、国際転送(再輸出入)等の業務に合わせて、様々な形式で貨物を保管、展示、組立、製造加工することができるほか、貨物は区域内で自由に移動・売買することができ、しかも増値税や消費税等が免除される。②金融の自由である。区域内では外国為替の制限がないため、自由に為替を組むことができる。③、企業による投資の自由である。区域内の企業は、審査に通れば資本金、原産地、持株比率等の優遇を受けることができる。上海自由貿易試験区では輸入商品に対する関税を免除しているため、貨物が自由貿易試験区から搬出される際は関税を追加納付しなければならない。これが、区域内外の商品価格差につながっている。これを受けて、上海ではネットワーク式の物流監視プラットフォームを設置することを決定した。現場で収集したデータをリアルタイムでサーバに転送し、税関の管理場所から、輸出入輸送機関、輸出入される税関管理貨物の輸送、貯蔵、保管、引き取りに至るまで、すべてのプロセスをリアルタイムでモニタリングする。また、貨物の密貿易対策としては、物流過程に電波認識(RFID)技術を採用することも計画している。コンテナに電子タグを付けておけば、輸送検査所や集配所に設置されたリーダが読み取り、貨物の具体的な位置が分かるという技術である。

四、通関資料、税関検査の実施方法及び通関所要時間

(一) 輸出入貨物の通関手順

1. 税関への輸出入申告²⁵

税関への輸出入申告とは、輸出入貨物の荷送人・荷受人、委託を受けた通関業者が、『税関法』及び関連法令・行政規制・規則の要求事項に従い、指定された期限・場所において、電子データの通関申告書や紙の通関申告書により、実際に輸出入を行う貨物の状況を税関に申告し、税関の審査を受ける行為をいう。

税関に輸出入申告手続を行う荷送人・荷受人、委託を受けた通関業者は、税関で予め法に基づき登録を行わなければならない。

輸入貨物(輸入した保税運送貨物を含む)の荷受人又はその代理人は、輸送機関の入国申告日から14日以内に、税関に申告しなければならない。輸入した保税運送貨物は、上記の期限までに入国地の税関で仮通関手続を行うほか、最終目的地に到着した日から14日以内に、最終目的地の税関に申告しなければならない。

輸出貨物の荷送人、委託を受けた通関業者は、貨物が税関監督管理区域に到着後、船積の24時間前までに税関に申告しなければならない。

2. 税関集中審査

1) 電子データ自動審査(「電子審査」という)

税関の通関コンピュータシステムが、予め設定されたデータやパラメータに基づき、通関申告書の電子データを自動的に処理し、処理結果により通関申告書の電子データの伝達を判断する。

電子審査の結果、申告が規定に合致していれば、税関の通関コンピュータシステムにより申告の受理時間を記録し、申告が受理される。申告が規定に合致しない場合、通関申告書の電子データは自動的に差し戻される。この場合、申告者は提示された情報を修正して再申告することになる。

2) 手作業による審査(「手動審査」という)

税関の通関コンピュータシステムにより、予め設定されたパラメータに基づき、通関申告書の電子データを適切な通関過程に伝達することをいう。

手作業での審査過程に入った場合は、直属の税関審査部門が手動で審査する。その他の過程に入った場合、その他の過程の手順で処理される。

3. 税関の現場書類審査

企業が現場で提出する主な通関書類:

輸出入貨物の通関申告書(届出リスト)、契約書・インボイス・パッキングリスト、B/L(AWB)、輸出入許可証書類、加工貿易登記手冊、通関代理委任協定、税関が必要とするその他の資料。

税関の現場書類審査の主な内容は、通関申告書類のデータと証明書類の整合性(書類とデータの合致)、紙面による通関申告書の記載内容と添付書類内容の整合性(書類同士の合致)を確認して、輸出入貨物申告の適法性を確かめることである。

作業要件に合致しない申告書類は、差し戻される。作業要件に合致した申告書類は、他の過程に入る。

4. 税関検査

検査には手動検査と検査機器による検査があり、貨物に対し徹底的な検査又は抜取検査が行われる。

税関検査の手順：

検査通知の受取→検査の事前準備→検査実施に協力→検査後の作業

5. 通関許可(リリース)

リリース担当の税関職員が、申告された電子データ・証明書類・注記事項を再チェックし、異常がなく、検査が設定されなかった場合、通関許可手続を行う。検査を行うよう設定された場合は、貨物検査が完了した後、通関許可手続を行う。

6. 通関完了

リリース→輸出貨物の積荷目録の伝達と確認→積荷目録の核銷(※「核銷」とは通関実績と貨物代金決済を照合し、消込を行うこと)→通関完了→通関申告書証明綴りの発行

7. 輸出入貨物の通関作業ペーパーレス化適用手順²⁶

通関作業ペーパーレス化は、中国の電子口岸システム(※輸出入関連の電子操作システム)や税関業務情報化管理システムを利用して、輸出入企業が提出する書面の通関申告書や添付書類を税関が審査するという通関手続方法を変更し、企業がオンラインで申告した輸出入貨物の電子データを、ただちにペーパーレスで審査・リリース処理し、書類の事後提出を可能にした通関方法である。

通関作業ペーパーレス化の適用企業は、下記の条件を満たす必要がある。

- 1) 法に従って経営し、信用が高く、法に基づき関連帳簿・資料を設置・作成・保存し、虚偽の記録、乱雑な管理、税金滞納、又は税関による行政処罰決定の不履行、信用もしくは財政状態の悪化等の税関の正常な監督管理に影響する状況がない。
- 2) 主管地の税関に申請の上、承認を得る。必要であれば、税関の要求により適切な申請表に事実のまま記入する。
- 3) 税関の手配により、企業・税関・中国電子口岸データセンターが、通関作業ペーパーレス化についての三者協定書を締結する。

通関作業ペーパーレス化の手順

1) 企業のペーパーレス申告

2) 税関の申告を受理

コンピュータが自動的に通関申告書の電子データを、規範に沿って審査する。通関申告書の電子データが審査を通過できなかった場合、税関は申告を受理せず、通関申告書の電子データを差し戻し、コンピュータは電子口岸システムを通じて企業に「申告不受理」通知を送信する。申告者は修正して再申告できる。通関申告書の電子データが審査を通過した場合、税関は申告を受理し、コンピュータが自動的に申告受理時間を記録する。

3) 税関のペーパーレス審査

審査結果により

- 租税公課や書類の管理に関連しない場合、税関は「輸入検査/通関許可通知書」を発行する。
- 租税公課に関連するが、書類の管理に関連しない場合、税関は租税公課を計算した後、企業に『租税公課納付通知』を送信する。
- 検査や現場での書類提出審査が必要である場合、コンピュータが企業に現場提出書類の通知を送信し、企業は現場に赴いて紙の通関申告書提出手続を行う。
- 審査の上、差し戻し又は通関申告書の電子データ修正が必要である場合、電子口岸システムを通じて申告者に差し戻し又は修正通知を送信し、差し戻し理由又は申告者に修正を求める項目を説明する。
- 商品の分類・評価額・原産地が確定できず、申告者が必要な資料・サンプルを提出する必要がある場合、通関申告書は一時留め置きとなり、企業は審査部門と連絡を取らなければならない。
- 紙の書類を重点的に審査した上で、審査・租税公課の処理をする必要がある場合、及びペーパーレス通関の条件に合致しない場合は、紙面による通関方式に変更し、税関は企業に「輸入審査結果通知書」又は「輸出審査結果通知書」を送付し、通関申告書を現場の担当部門に回す。企業は現場に赴いて書類を提出し、通関申告手続を行わなければならない。

4) オンラインで租税公課を納付する。

5) ペーパーレス通関許可(検査した上での通関許可を含む)

6) 企業が書類を事後提出

通関を許可された日から7日以内に、ペーパーレス通関の申告書類を税関に提出しなければならない。

企業の提出した書類の内容が電子データと合致しないことを税関が発見した場合、データ削除・変更の関連規定により処理しなければならない。

定められた期限までに書類を提出しないか、又は催告を受けて7日経っても提出しない場合、税関はペーパーレス通関を一時中止することができる。

7)通関終了及び通関申告書証明綴り・核銷綴りの発行

(二) 税関検査の実施方法及び通関所要時間

1. 税関検査の実施方法

1) 申告者は『検査通知書』、通関申告書保管用綴り、船荷証券(B/L)、ドック・レシート(D/R)、海洋船荷証券(Ocean B/L)、インボイス、パッキングリスト(コピー)を持参し、現場の税関検査受理部門に赴き、検査計画の手続を行う(一般に、当日に翌日の検査計画を手配する)。申告者は検査の準備しておく必要がある。

2) 税関が、検査を要する貨物の現場検査を行う。

3) 税関は、輸出入貨物の検査前、輸出入貨物の荷送人・荷受人又はその代理人に対して、検査に立ち会うよう通知しなければならない。輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人、又はその代理人は、検査に協力する者を現場に派遣しなければならない。検査に協力する者は、有効な証明書を提示して、貨物の移動・開封・再装を担当し、関連書類や貨物について税関から質問があった場合は、回答する責任を負わなければならない。

4) 検査は一般的に税関の監督管理区域内で行う。

5) 検査時間は一般的に、税関の勤務時間内とされ、監督管理区域内での税関検査には、費用がかからない。コンテナ、コンテナトラック又はその他の貨物に税関封印を施す場合、規定による封印手数料がかかる。検査のために生じた輸出入貨物の移動・開封・再梱包等の費用は、輸出入貨物の荷送人・荷受人の負担となる。

6) 特別な状況においては、税関監督管理区域以外の場所での検査を税関に求めることができるが、事前に申し込んで税関の承認を得なければならない。税関は荷受人・荷送人の倉庫に検査員を派遣して検査を行うことができ、輸出入貨物の荷送人・荷受人又はその代理人は、規定によりその費用を税関に支払わなければならない。

税関は、必要と認めた場合、開封検査、再検査又はサンプル採取を行うことができると、法で定められている。検査終了後、申告者は『検査記録書』に確認署名を行わなければならない。署名は真正かつ有効なものでなければならず、税関検査の過程と結果を認めるかどうか、事実のまま記入しなければならない。

2. FTZ 税関検査の実施方法

「先入区、後通関(※先に貨物を搬入し、その後通関手続を行う)」。自由貿易試験区内では、企業は輸入貨物の積荷リスト等により貨物を直に区内に搬入してから、入境貨物の届出リストに基づき主管の税関に申告手続を行うことができる。

3. 一般の税関の通関所要時間

通関所要時間とは、税関が企業の申告を受理してから、通関申告書類を審査し通関許可(又は事前許可)を下すまでにかかる時間であり、税関の作業時間や、企業が書類を提出し、税金を納付する時間を含む。一般的に1日程度を要する。

4. FTZ 税関の通関所要時間

上海自由貿易試験区は、自由貿易試験区の国際慣行である「一線開放、二線管理、区内自由」という新方式を構築した。税関プロセスの改善や手続の簡略化により、統計によれば、自由貿易試験区一線において、実際の出入国平均通関所要時間を比較すると、上海税関区の平均通関時間は入国通関で78.5%、出国通関で31.7%それぞれ短縮され、区内の税関通関作業のペーパーレス化率は8.4%から89%まで大幅に上昇したという。

区内にあるスペイン大手の某アパレルメーカーは、「先進区、後報関(先に入区、後から通関申告)」、「ロットによる搬入・搬出、集中申告」等の新しい制度を組み合わせた運用により、貨物の空輸到着による入管から自由貿易試験区からの分配搬出に至るまでの全体の通過時間は5時間弱であると公表した。天津税関は、通関の利便化措置29項目を3回にわたって打ち出し、「保税貨物の自己運送」制度を実行しているため、企業の貨物流通時間は約50%、コストは30%近く削減された。また「分散輸送、集中申告」制度を実施しており、平均通関所要時間は1~2日から2時間に短縮され、通関コスト70%を削減した。

福建自由貿易試験区は、通関の利便化を推進するため、新たな監督管理方式を取り入れている。例えば、税関検査の「三互(※情報の相互交換・監督管理の相互認可・法執行の相互援助)」提携の実施、「監督管理の相互認可」のいち早い実現、税関検査の「ワンストップ」方式やオンライン予約の推進、出入境郵便物の「移動式」通関方式の実行、「クロスボーダー電子商取引(越境EC)+郵便網輸送」方法の創出、通関の「待ち時間ゼロ」や差別化検査管理新方式の

実現、状態分類による監督管理や、「空検海放（※空輸と海運に分けて輸送し、空輸した食品の検査結果を参考に海運食品の確認テストを行うこと）」、「修理物品+保税倉庫（※航空機の修理用部品を予め保税倉庫に保管しておくこと）」等の便利な措置の実施である。これらにより、通関効率は 50%以上も向上した。

広東自由貿易試験区は、旅客検査において「一機一台（※税関と検閲検疫部門が同一 X 線検査機・検査台を使用すること）、共同検査、別個処理」という作業方式を実施し、旅客の通関プロセスが 3 段階から 2 段階に減ったため、通関効率も 30%引き上げられた。

五、知的財産権侵害行為を発見した際に採用する税関の保護措置

（一）知的財産権税関保護措置の概念

税関での保護手続は、税関届出による税関の知的財産権保護に関わるものを指す。知的財産権の税関保護とは、貨物の出入境時に、貨物に関する知的財産権を保護することであり、更に簡単に言えば、知的財産権を侵害した輸出入貨物に対して税関が調査・処分を行うことである。商標権・特許権・著作権、及びオリンピック・シンボル占有権に関しては、税関の保護を受けることができる。

（二）税関が知的財産権保護の職権を行使する法的根拠

中国税関が知的財産権保護の職務を実施する権限の根拠は、「中華人民共和国税関法」であり、主な根拠は次の通りである。

1. 「中華人民共和国税関法」(主席令第 35 号) 第 91 条 この法律の規定に違反し、中華人民共和国の法律、行政法規に関わる知的財産権を侵犯する貨物を輸入又は輸出した場合、税関が法により知識財産権侵害貨物を没収するとともに過料を科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

2. 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」(国務院令第 572 号)

3. 「『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』に関する中華人民共和国税関の実施規則」(海関総署令第 183 号)

（三）知的財産権に関する税関保護措置方式

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に基づき、知的財産権の権利者が、その知的財産権に対する保護措置を税関に申請する場合は、「職権に基づく保護」及び「申請に基づく保護」の 2 種類の方式から選択することができる。

1) 職権に基づく保護

税関は、輸出入貨物の監督管理において、海関総署に届出済みの知的財産権の侵害が疑いのある輸出入貨物を発見した場合、差止・調査処理の措置を自発的に講じる。

- ・ 知的財産権の権利者は、その知的財産権について予め海関総署に届け出なければならない。
- ・ 税関は、届出済みの知的財産権の侵害の疑いのある輸出入貨物を発見したら、通関を中止し、関連知的財産権の権利者に書面で通知しなければならない。
- ・ 知的財産権の権利者は、権利侵害の疑いのある貨物の差止を税関に求める場合、3 業務日以内に申立を行うとともに、担保を提供しなければならない。知的財産権の権利者は、10 万円を超えない担保を税関に提供しなければならない。海関総署の承認があれば、「総担保（※年度内に案件ごとに提供するのではなく、まとめて提供する担保のこと）」を提供できる。
- ・ 知的財産権を所有する権利者が申立を行うとともに、担保を提供した場合、税関は貨物の差止を行わなければならない。
- ・ 税関は、貨物の権利侵害状況を調査し認定しなければならない。貨物の権利侵害状況を認定できない場合、税関は知的財産権の権利者に通知しなければならない。
- ・ 税関は、権利侵害を認定した貨物を没収するとともに、権利侵害貨物の荷受人・荷送人に行政処罰を科す権利を有する。犯罪を構成する場合は、公安機関に引き渡さなければならない。
- ・ 没収した権利侵害貨物について、税関は法に基づき処分する権利を有する。
- ・ 税関及び知的財産権の権利者は、費用の決裁と担保返却の手続を行う。

2) 申立に基づく保護

知的財産権の権利者は、権利侵害の疑いのある貨物が輸出入されようとしていることに気づいた場合、税関に申立を行う。税関はその申立に基づき、権利侵害の疑いのある貨物の差止措置を実施する。

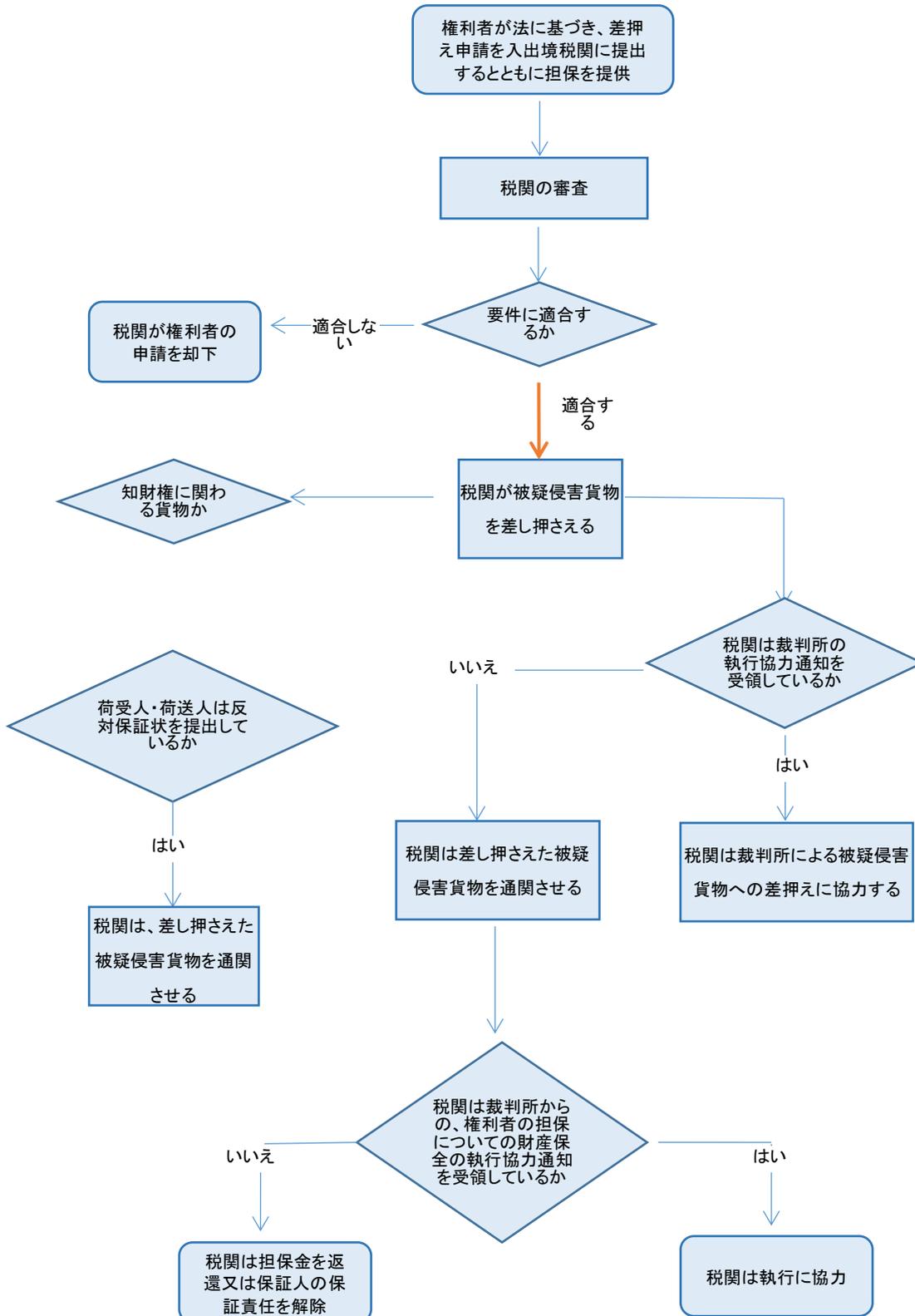
知的財産権の権利者が貨物の出入境地の税関に差止を申し立てることに対して、その知的財産権について海関総署に予め届出を行う必要はない。

- ・ 申立人は、権利侵害の疑いのある貨物の価値に相当する担保を税関に提供しなければならない。
- ・ 税関は、権利侵害の疑いのある貨物を差し止め、差止決定を知的財産権の権利者及び輸出入貨物の荷送人・荷受人に通知する。

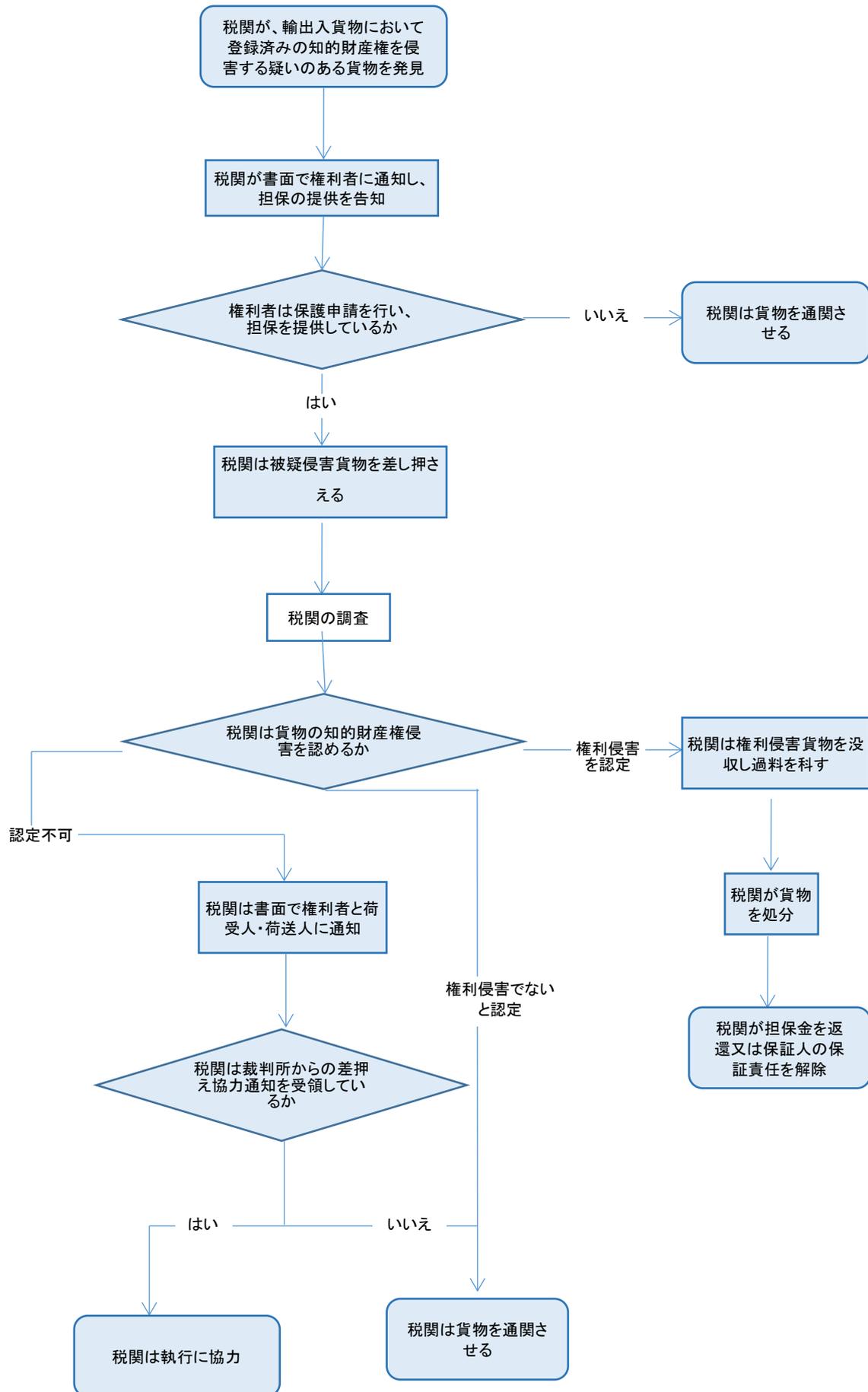
- 知的財産権侵害の疑いのある貨物の荷送人・荷受人は、税関に担保を提供した上で、差し止められた貨物の通関を税関に求めることができる。
- 知的財産権の権利者は、権利侵害行為の停止を命じるが、又は財産保全の措置を講じるよう、人民法院に申し立てなければならない。
- 税関が貨物を差し止めた後 20 業務日以内に、人民法院(裁判所)が税関に対し関連権利侵害行為の停止命令又は財産保全の裁定実施に協力するよう通知した場合、税関は実施に協力しなければならない。さもなければ差し止められた貨物の通関を行わなければならない。
- 税関及び知的財産権の権利者は、倉庫保管費用の支払や担保返却の手続を行う。

(四) 知的財産権に関する税関保護措置の手順

1. 下記の図は、職権に基づく保護のフローチャートである。



2. 下記の図は、税関に保護の申立に基づく保護のフローチャートである。



現在、知的財産権保護は、「職権に基づく保護」の手順を踏むものがほとんどである。これは、権利者個人が権利侵害情報を得ることが困難であるのに対して、税関は輸出入貨物に対する監督管理権や検査権を有し、権利侵害の情報を迅速かつ全面的に把握し、権利侵害貨物を発見して、速やかに措置を講じることができるためである。

自由貿易試験区内における税関と一般税関は、税関による知的財産権保護の権限の根拠は同一であり、特別な規定はない。したがって、自由貿易試験区内の税関が知的財産権の権利侵害事件を処理するにあたっての方式及び具体的な流れについて、一般税関と異なる部分はない。

六、自由貿易試験区税関において発生した知的財産権侵害案件の事例紹介と検討

(一) 上海自由貿易試験区税関において発生した知的財産権侵害案件の統計

上海自由貿易試験区裁判所のウェブサイト上で公開された情報によると、自由貿易試験区裁判所設立から2015年4月までに、自由貿易試験区裁判所で受理した上海自由貿易試験区知的財産権民事案件は48件に達した。これらの案件は当事者一方の企業登記場所が上海自由貿易試験区内に位置する、あるいは民事関係が発生、変更した、或は消滅した法律事実が上海自由貿易試験区内で発生した案件であった。

案件は、種類別に以下の5つに分類することができる。

①商標権侵害に関する紛争は29件で、その内訳は商標権侵害紛争26件、非商標権侵害紛争3件であった。

②著作権侵害に関する紛争は13件で、その内訳は著作権侵害紛争10件、コンピュータソフトウェア・著作権侵害紛争3件であった。

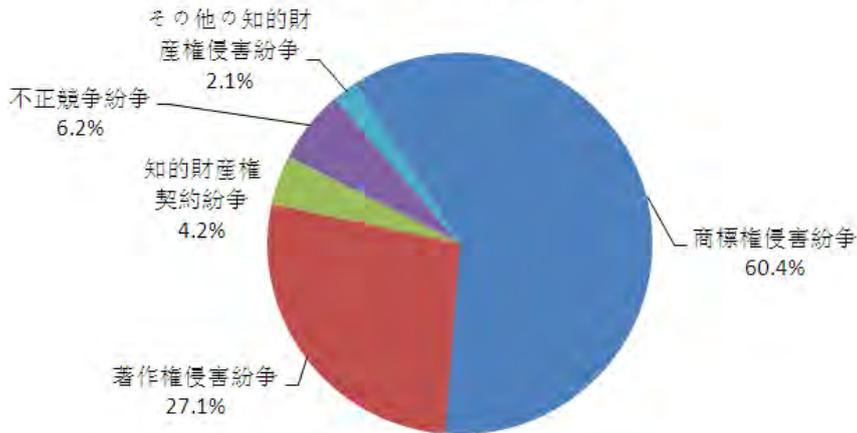
③不正競争に関する紛争は3件で、その内訳は他人の企業名称の無断使用紛争2件、商業秘密の侵害紛争1件であった。

④その他の知的財産権の侵害に関する紛争は1件で、具体的にはネットワークドメイン侵害紛争1件であった。

⑤知的財産権の契約に関する紛争は2件で、その内訳は創作委託契約紛争1件、特許経営契約紛争1件であった。

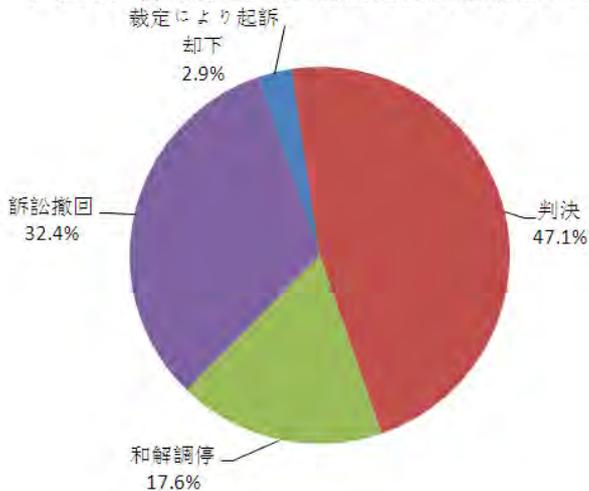
商標権侵害紛争案件が占める割合が最高で、全体の60.4%を占めた。(グラフ1参照)

グラフ1: 自貿区法廷が受理した
知的財産権紛争の種類



同期、自由貿易試験区裁判所で審理処理を行った知的財産権に関する民事案件は合計 34 件であった。その内訳は判決済みの案件 16 件、和解調停案件 6 件、訴訟取り下げ案件 11 件、起訴裁定却下 1 件であった。判決方式により案件終結の割合は 47.1%と高かった。(グラフ2 参照)

グラフ2: 自貿法廷が処理した知的財産権案件状況



また、上海自由貿易試験区の知的財産権民事案件の基本的特徴は、下記の通りである。

1) 権利侵害紛争案件が多い

上海自由貿易試験区に係る 48 件の知的財産権民事案件のうち、権利侵害紛争は 46 件で全体の 95.8%を占めた。そのうち、商標権侵害紛争が多く、権利侵害紛争案件の 63.0%を占めた。著作権権利侵害紛争は全体の 28.3%、不正競争紛争は同 6.5%、その他の知的財産権紛争は同 0.2%を占めた。

2) 国外案件が多い

国外の知的財産権に係る案件 14 件を受理し、知的財産権民事案件の受理数の 29.17%を占め、同期における上海自由貿易試験区の国外民事・商事案件の 48.3%を占めた。

3) 国内外の有名企業と有名ブランド案件が多い

4) 輸出商品が商標権の被侵害案件が多い

輸出商品が商標権侵害の疑いがあるため税関から差し止めされた商標権侵害紛争 20 件(そのうち、3 件は商標権を侵害していないと確認された紛争案件)を受理し、商標権侵害紛争案件全体の 69.0%を占めた。商標権紛争において侵害していないと確定された案件において、被告の多くが国内の加工企業であり、訴訟において、いずれも外国ブランドの貼付加工生産を行い、外国の商標権利者がその商標を授権し商品を生産輸出しているという理由から商標権の侵害を構成していないと主張を行った。

5) 電子商取引(E コマース)非自営商品の権利侵害訴訟案件が多い

電子商取引プラットフォームに係る非自営商品の経営者が他人の知的財産権を侵害したとして起訴された案件 12 件を受理し、その内訳は、著作権侵害紛争 8 件、商標権侵害紛争 4 件であった。²⁷

²⁷出典:

https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=MzA3NTI0NzYxNw==&mid=208068967&idx=2&sn=af878202893eafb8a7ef225a692d4756&mpshare=1&scene=1&srcid=0916wAJyBmUPhuayYOyxYyvx&pass_ticket=TdtgZ6FDof2YUOyBqrpogOewzFsxRleaVrPc3PyA7SNNwS1%2BWSV4MSIXEFfVCo8#rd

(二) 商標権侵害の典型事例

LG 電子(株)が天長市佳華電子有限公司を提訴した商標権侵害紛争事件

案件の特徴

- 1、本件は上海自貿区法廷知的財産権に関する初めての案件であり、非常に代表的な案件で重要な意義をもつ。
- 2、案件のプロセスから、全ての知的財産権の税関保護、刑事保護、民事保護を含み、権利者は全ての採用可能な保護手段を尽くして、権利侵害者に最大限のダメージを与えた。このため、本件はそのほかの権利者が中国において知的財産権の保護を行うことにとっても非常に重要な参考価値をもつ。
- 3、本件のうち、権利者の関連知的財産権は事前に税関への届出記録手続きを行っていたため、税関で模倣品を発見し、職権による保護手段を採用した。このことから、知的財産権の税関届出は権利者にとって非常に重要であり、税関の監督管理職能を十分に利用することで模倣品の輸出を阻止することができる。
- 4、本件はOEM加工に関する問題であり、この問題は中国における司法界と学界が注目する話題でもある。類似案件が異なる省、異なるレベルの裁判所において異なる判決結果が出現した。本件では、裁判所側は、OEM加工の核心的な問題をめぐって、一つの新しい考え方を提供した。

事件の主な事実

2012年1月、天長市佳華電子有限公司(以下「佳華公司」という)の従業員であるAは、広州市のある露店でポリビア共和国のJEB 科技有限公司(以下「JEB 公司」という)とテレビ、DVD プレーヤーのリモコンに関する売買契約を結び、佳華公司が JEB 公司に「パナソニック」、「LG」及び「フィリップス」ブランドのリモコン 27.09 万個を販売した。同年4月7日、佳華公司はその生産した「PHILIPS」、「Panasonic」、「LG 及びスマイルマーク」商標を表示したリモコン、及びどの商標も表示していないリモコン合計 27.09 万個について中華人民共和国上海税関において通関手続きを行い、チリ共和国に輸出した。そのうち「LG 及びスマイルマーク」商標を表示したリモコンは 17.1 万個であった。佳華公司が通関書類に記入した上述の貨物数は「270,900 台」、単価「3.3550ドル」で、総額「908,866.00ドル」であった。

「Panasonic」、「PHILIPS」及び「LG 及びスマイルマーク」商標は関連商標権者が既に海関総署に対して届出を行っており、上海税関が当該貨物に対して監督管理を行う過程で、佳華公司の上述の輸出行為が関連商標権者の知的財産権侵害に関わる可能性があることに気付いたため、職権により当該貨物の通関を中止し、2012年4月12日に関係する商標権者に『知的財産権侵害状況確認通知書』を発行した。商標権者により当該リモコンの権利侵害製品の確認を行った上で、上海税関は同年6月8日に拘留決定書を発行し、佳華公司が上記輸出通関手続きを行った貨物について差止を実行した。

また、中国の法律の規定によると、本件の事件関与金額は刑事犯罪の立件基準を明らかに超えていたため、上海税関は管轄権を有する安徽省天長市公安局に本件を移送した。同年12月6日、安徽省天長市公安局は佳華公司の登録商標侵害事件について立件、捜査を行い、同年12月10日、上海税関は佳華公司の上記輸出通関手続きを行った貨物を天長市の同公安機関に移送した。2013年10月18日、安徽省天長市人民法院は(2013)天刑初字第00217号刑事判決書を発行し、当該裁判所は佳華公司の従業員であるA、B、Cが「PHILIPS」、「Panasonic」、「LG 及びスマイルマーク」の登録商標権者の許可を得ず、上記商標を表示したりリモコン合計25.02万個を生産し、輸出通関手続きを行い、その金額は52.96万人民元に上った。そのうち「LG 及びスマイルマーク」商標を表示したりリモコンは17.1万個で、当該行為は偽造登録商標罪を構成していると認め、3名の主要責任者に対して刑事判決を下した。具体的には、法に基づき具体的に以下の判決を下した。Aに対しては有期懲役3年、執行猶予5年、罰金35万人民元。Bに対しては有期懲役3年、執行猶予5年、罰金30万人民元。Cに対しては有期懲役1年、執行猶予2年、罰金15万人民元。また、登録商標を侵害したりリモコン25.02万個については法に基づき没収するとした。

2013年12月3日、LG社は佳華公司の権利侵害行為が莫大な経済的損失をもたらしたとして上海市浦東新区人民法院に訴えを提訴し、経済的損失及び合理的費用合計60万人民元の賠償を要求した。2014年4月24日、裁判所は佳華公司に対し「LG 及びスマイルマーク」登録商標権(登録番号は第981788号)を侵害した製品の生産及び販売をただちに停止し、LGの経済的損失及び権利侵害行為を制止するための合理的な支出合計109,770人民元を賠償するよう判決を下した。

本件の紛争の焦点1. 佳華公司が行った権利侵害行為がブランド貼付生産加工行為にあたるか否か。また、当該行為が商標権侵害行為を構成するか否か。

裁判所の見解は次のとおりである。関連ブランド貼付加工生産は国際加工貿易における一種

の主要方式であり、すなわち、国内の加工業者が国外の注文者の要求に従って特定の商標を商品に貼付し、商品を全て輸出する形で国外に販売する貿易方式を指す。本件において、佳華公司与 JEB 公司が締結したのは権利侵害製品に関する売買契約であるため、佳華公司が JEB 公司に権利侵害製品を販売したのは、双方の間に売買契約関係が存在するためである。佳華公司是 JEB 公司の委託を受けて権利侵害製品を加工・生産し、権利侵害商標を製品に貼付したことを証明する証拠を提供していない。ゆえに、裁判所は佳華公司が行った権利侵害行為がブランド貼付加工生産に係る貿易行為にあたることを認定することができない。佳華公司が生産、販売したリモコンと係争中の登録商標を許可して使用している第 9 類商品の中のテレビ装置の付属部品は同一の商品であることに鑑みて、佳華公司是係争中の登録商標権者の許可なく無断で当該商品に原告の係争中の登録商標と同一の商標を使用し、登録商標権の侵害に及んだことから、商標権の侵害を構成しているため、法により相応の民事責任を負わなければならない。

(三) 特許権侵害の典型事例

案件の特徴

本件は税関が申請に基づき保護手順に沿って処理した案件であると同時に、典型的な特許の税関保護案件でもある。特許権侵害案件は専門性が高く税関での侵害判断が困難であることから、権利者は正確な情報を税関に提供する必要があった。税関は権利者の情報に基づき権利侵害貨物を差し止めた後、権利者は更に裁判所の権利侵害の事実の確認を通して権利保護を行う必要があった。このため、本案件は権利者の類似案件の処理にとって重要な参考価値をもつ。

Dyson Technology (ダイソン、戴森技術有限公司) が綿竹豊万盛商貿有限公司を提訴した実用新案権侵害紛争事件で、ダイソンは、綿竹豊万盛公司が 2013 年 6 月 29 日に上海税関傘下の外高橋港区税関に 1,300 台の羽なし扇風機の日本への輸出を申告し、1 台当たりの単価を 32.62 米ドルとしていたことを発見した。ダイソンは上海税関に差止申請を提出し、上海税関傘下の外高橋港区税関が 2013 年 8 月 13 日、法に基づきこれらの扇風機を差し止めた。照合を通して、これらの扇風機の技術的特徴とダイソンが取得した特許の必要な技術的特徴は同一であった。

これは上海自由貿易試験区で発生した海外の特許権侵害事件であり、綿竹豊万盛公司の権利侵害行為により、客観的にみて、ダイソンが生産した3つの特許を取得している羽なし扇風機の市場におけるシェアが侵食されることが明らかであった。

事件の主な事実

原告・ダイソンの起訴理由は次のとおりである。ダイソンはハイエンド家電製品の生産及び研究開発を専門的に手掛ける世界的な大手企業であり、世界で初めて「羽なし扇風機」を製造した企業として、中国を含む多くの国々で発明及び実用新案等の特許を申請した。関連の「扇風機の組立部品」の実用新案権は2010年2月18日に国家知識産権局に申請し、2011年6月29日に授權を獲得。特許番号はZL2010xxx542.4である。

被告・綿竹豊万盛商貿有限公司は2013年6月29日に上海税関の傘下組織である外高橋港区税関に1,300台の羽なし扇風機の日本輸出を申告し、1台当たりの単価を32.62米ドルとし、総額42,405米ドルに及んだ。通関書類に記載されていた経営組織及び出荷組織はいずれも被告のものであった。これを踏まえて、原告は上海税関に差止命令申立を提出し、上海税関傘下の外高橋港区税関が2013年8月13日、法に従って被告の上記権利侵害製品を差止めた。原告の申立により、本裁判所が(2013)滬一中民五(知)初字第134号事件の上述の被告権利侵害製品のうち1台を権利侵害製品として差止めたところ、当該製品及び外装には国内生産メーカーの情報が表示されていなかった。照合を通して、被告の権利侵害製品の技術的特徴と関連特許の請求項1に記載されている必要な技術的特徴が同一であり、当該特許権の保護範囲に包含されることが判明した。被告の権利侵害製品及びパッケージには当該製品のメーカーが表示されていなかったが、被告が税関に提出した通関書類に記載されていた経営組織及び出荷組織はいずれも被告のものであったことから、被告は当該製品の製造メーカーと名乗って顧客と取引を行っていたことが伺える。以上の状況から、被告はメーカーの民事責任を負わなければならない。

具体的な判決内容は以下のとおり。

1) 被告・綿竹豊万盛商貿有限公司は本判決が発効した日から、原告・ダイソンが享受する「扇風機の組立部品」の実用新案権(特許番号はZL2010xxx542.4)を侵害した製品の生産、販売を停止し、前述の権利侵害製品を廃棄処分すること。

2) 被告・綿竹豊万盛商貿有限公司は、本判決が発効した日から10日以内に原告・ダイソンの経済的損失及び本件のために支出した合理的費用、合計70,000人民元を賠償すること。

3) 原告・ダイソンのその他の訴訟上の請求を却下する。

(四) 自由貿易試験区を利用した OEM 輸出、臨時越境、並行輸入の検討

自由貿易試験区の「フロントラインを開放する」管理モデルに沿って、「まず税関申告をしてから区域に搬入する」スタイルが、「まず区域内に搬入してから税関申告をする」スタイルに変更されたことで、企業は輸入貨物の積荷明細書をもとに、貨物を自由貿易試験区内に直接搬入できるようになった。輸入貨物が区域内に直接搬入されるようになると、それに伴って、これまで税関が実施していた知的財産権の保護や、権利侵害の疑いのある貨物の差し押えといった措置が弱体化してしまう恐れがある。また、貿易の簡便化・物流の急速化が進むと同時に、知的財産権侵害の疑いのある貨物が大量に自由貿易試験区内に流入する可能性もある。

これらの(疑わしい)貨物を国外から自由貿易試験区内に出入させること、自由貿易試験区内から国内に出入させること、さらには生産加工や販売をすることは、知的財産権侵害になりうる可能性はあるのか。特に、中国の知的財産権を侵害している疑いのある商品の臨時越境や OEM 輸出は、知的財産権侵害になりうる可能性はあるのか。もっと言えば、中国の登録商標が付いた外国製貨物や中国の特許技術を使用した貨物を、中国の特許または商標所有者の許可なく自由貿易試験区に持ち込むこと、すなわち「並行輸入」は権利侵害に当たらないのだろうか。こうした問題は、自由貿易試験区内で顕著な問題となっており、関係機関による速やかな対応が待たれる。以下では、自由貿易試験区を利用した OEM 輸出、臨時越境、並行輸入という三つのテーマに沿って、知的財産権の侵害に当たるか否かを検討する。

(1) OEM 輸出

中国はすでに、世界最大の OEM 加工拠点となっている。1996 年よりずっと、OEM 加工を主とする加工貿易は、中国の対外貿易の「砦」であり、OEM 加工は中国の経済成長、企業の発展、雇用等に重要な意味を持つ。自由貿易試験区は「国境内・税関外」政策を実施しているため、自由貿易試験区内に設立された企業が製造・加工して国外へ直に販売する貨物は、自由貿易試験区総体方案(※「方案」は中国語で計画のこと)では、区内の生産企業や生産型サービス企業が輸入で必要とする機械・設備等の貨物は一般に免税とされており、こうした事実が自由貿易試験区企業の OEM 加工貿易をさらに促進している。同時に、中国国内で登録される国外ブランドが多くなると、国内と国外で商標登録した者が違う場合、OEM 加工貿易における商標権侵害紛争も今後増えていくとみられる。

司法実務において、国外関連 OEM 加工の商標権侵害問題は、単なる法的な問題ではなく、多くの政策問題にも関わってくる。国外関連 OEM 加工案件の審理は、その時の社会・経済の発展状況も考えに入れ、知的財産権の裁判業務における「利益均衡」の役割を十分に果たし

て、商標権の権利者やその他当事者の利益の均衡を図らなければならない。国外関連 OEM 加工の商標専用権侵害の有無を判断する際は、商標法の立法趣旨を拠り所としなければならない。国内の商標権者の利益と OEM 加工業界の利益方向が対立する場合は、利益均衡によって、知的財産権の司法保護政策を適時調整し、国内の商標権者の利益を損なわない前提において、国内の商標権者の権利に然るべき制限をかけ、雇用を解決して、経済発展を推進する。具体的には、裁判所は OEM 加工の商標権侵害紛争案件の裁判を行う際、OEM 加工製品が権利侵害を構成するかどうか判断するために、次の 4 点を重点的に審査すべきである。第一は、商標登録状況、即ち国外の委託者が、製品が販売される国で商標権又はそのライセンスを所有しているかどうか、第二は、商標の使用状況、即ち OEM 加工製品に表示された商標が、その商標の国外登録の内容及び認可カテゴリに厳しく従って使用されているかどうか、第三は、製品の販売状況の審査、即ち OEM 加工製品が全て、委託者が権利を所有する地域に販売されているかどうか、第四は、加工企業の注意義務履行状況の審査、即ち加工者が委託者の商標権証明書類をきちんと調べ確かめたかどうかである。

上海法院は関連の判決において、「商標の基本的機能は、商品又は役務の出所を見分ける識別機能であり、商標権侵害の本質はつまり商標の識別機能を破壊し、商品の出所について一般消費者に混同・誤認させることである。OEM 加工を委託された関連製品が全て輸出され、中国国内で販売されない場合は、中国の関連する公衆は国内でその製品に接するはずがなく、国内の公衆の混同・誤認を招くことはない。こうした加工での商標使用行為は、混同・誤認を招かないため、輸出のために加工する行為は商標権侵害を構成しない」と判断している。自由貿易試験区企業の OEM 加工貿易における商標権侵害紛争については、上記の判断基準を参考にできる。

(2) 自由貿易試験区の一時的通過行為

通過貿易は、一種の貿易形態として、その存在は必要かつ合理的である。通過貿易は、通過する貨物の通過国における保管行為の有無により、直接通過と間接通過に分かれる。直接通過貿易は、外国商品の単なる輸送であり、通過するだけで、税関の監督管理の下、ある港から国内航路を通して別の港に輸送され、国外に輸出されるか、又は同じ港の中で別の船に積み替えられた後、通関地域を離れる。間接通過貿易は、通関地域に着いた外国商品は、まず税関保税倉庫に保管される。他の加工等は行われず、保管のみである。それから税関保税倉庫から取り出され、通関地域を離れる。自由貿易試験区総体方案では、国際海運サービス水

準を高め、中継貿易の混載業務の発展を促進し、輸出入コンテナの国内沿海港と上海港の間の沿海輸送業務で試行され、浦東空港の国際中継輸送便の増加を支持することが、任務の一つとされている。こうした政策方向は、自由貿易試験区の通過貿易の発展を大きく推進することになりうる。

直接通過であろうと間接通過であろうと、通過国は事実上、通過通路の役割を果たすに過ぎない。迅速な通過という重要な役目を果たして、国際貿易の輸送コストを下げ、最終的に世界中の消費者の利益になるよう、通路自体は中立かつ無害で、しかも滞りなく通れなければならない。ちなみにここでいう「通過」では、通過国は輸送通路という便宜を提供するが、それと同時に通過する製品が通過国の市場に入って流通することはなく、通過国に競争上の損害は生じない。実務では、知的財産権関連貨物が通過国において権利侵害になっても、貨物の出発地の輸出国や目的地の輸入国で権利侵害になるとは限らない。このため、一時的な通過の段階における知的財産権侵害の有無を判断する合理性自体が疑わしいことになる。2011年10月、批准されWTO加盟国の署名に開放されたACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)は、国境における知的財産権の執行を輸入段階から輸送段階に拡張すると定めているものの、この義務は強制ではなく、加盟国が選択できる義務に過ぎない。中国は発展途上国として、通関効率の向上、貿易の自由化促進を、司法実務の出発点とすべきであり、一時的な通過行為が知的財産権侵害を構成すると認めていない。

(3)自由貿易試験区の並行輸入行為

並行輸入の問題は、経済のグローバル化による発展の不均衡が招いたものである。キャピタルは、状況の異なる各国の市場を最大限に利用しようとするが、一方で市場は常に変化していくものであるため、価格格差があるとすぐ、そこに商機を見出す者が現れる。並行輸入問題は実質的には、グローバル化の背景における知的財産権の地域性と貿易の自由の間の対立である。自由貿易試験区は、企業が国際貿易と国内取引を統一的に実施して、国内外貿易の一体化発展を実現するよう奨励し、「国境内・税関外」即ちいわゆる「一線開放、二線管理」という監督管理方式を実行している。自由貿易試験区内の関税免除、特に高級品の価格が国内外で大きく違うことが、大量の並行輸入現象をもたらすおそれがある。

並行輸入を認めるかどうかは、知的財産権の権利者が商品を販売した後も引き続き商品の流通を支配できるか、別の言い方をすれば、権利者が商品を販売した後、権利が消尽したか、

にかかっており、権利の消尽範囲についての判断により、並行輸入の認否が決まる。権利の国際消尽の観点を取ると、並行輸入は肯定される。

2008年に専利法が改定された際、中国の産業発展がまだかなりの程度において、国外の技術・製品やその部品の導入に依存していることを考え、特許製品又は特許方法により直に獲得した製品が合法的に販売された後に、その製品を輸出することは、特許権の侵害とは見なさないと、明確に定められた。これは、「特許権の消尽」の範囲は「国際消尽」であると認めたに等しい。中国は既存の法的枠組において、特許製品の並行輸入問題についての態度を明確にした、つまり並行輸入を認めたといえる。

特許製品の並行輸入に比べ、商標製品の並行輸入の司法方針は、それほど明確になっていない。これは主に、商標製品の並行輸入問題の処理が、消費者の利益、商標権者の利益、国の貿易政策等、様々な要因の利益衡量に関連するため、状況別に分けて処理する必要がある。また、考慮する各種利益の優先順位が異なるため、実務においても異なる観点や方法が生じている。しかしどの観点であろうと、次の二つの基本原則は参考に値する。一つは商品の出所について消費者の混同を招いてはならないこと、もう一つは商標権者の営業上の信用が合理的でない損害を被ってはならないことである。関連貨物の状態や品質が、市場に入った後で変わったか又は損害を被った場合、その貨物の並行輸入を認めるべきではない。自由貿易試験区内では、その位置付けが特殊であることを考え、商品が入国時に真の出所を明確に表示しており、商品の品質や状態が、国内外で比較しておおむね同じであれば、並行輸入を認めるべきであると思われる。

一例として、香港地域は自由港という特殊な位置付けに基づき、2004年に商標条例において商標権の国際消尽を定め、並行輸入を認めている。同条例は、世界のどこかで市場にリリースされている商品への登録商標の使用は、これら商品が所有者に由来するか又はその同意を得ている場合、明示又は黙示の同意を問わず、また同意条件の有無を問わず、その登録商標を侵害することにはならないと定めている。もちろん、並行輸入を認めることは、輸入国の商標権者だけでなく、専用実施権者の利益にも影響するため、専用実施権者は然るべき独占的地位を獲得するために、大きな代価を支払わざるをえないことが多い。裁判実務において一般的に商標の並行輸入を認めるかどうかには、各種利益間における、全面的かつ慎重な考察と衡量が必要である。

七、おわりに(今回の調査のまとめと助言)

自由貿易試験区は自由貿易に力点を置き、貨物の自由な移動を重視するものだが、決して知的財産権侵害の無法地帯ではない。知的財産権が有する独占的および地域的特性は、他人が知的財産権の所有者の許可を経ず、または法律の特別な定めに基づくことなく、知的財産権の付与国において、知的財産の排他的権利を制限する行為を実施してはならないことを決定づけている。こうした知的財産権の基本的属性は、国による自由貿易試験区の設置によって変更されることは決してない。自由貿易試験区は中国の領土内にあり、当然、中国の知的財産権に関する現行法の適用を受ける。

自由貿易試験区の設立当初、自由貿易試験区は「国内の外国」であり、税関による知的財産権保護は実施されないことから、自由貿易試験区内の加工工場において無断で模倣品が生産されるのではとの見方が広まった。これに対し、上海税関の職員は次のように明確に意見を表明している。「それは誤解だ。そうした誤解は、おそらく世界税関機構(WCO)の『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(略称『京都規約』)における自由貿易試験区の定義の片面的な理解から生じたものだろうが、実は規約では、自由貿易試験区に関する記述の中で、極めて明確に、『国内の外国』は輸入関税のみを対象とすると限定しており、税関が管理監督をしないということではない。税関は法に基づき自由貿易試験区内の知的財産権保護業務を実施している。実際の状況からみれば、自由貿易試験区内をカバーする4か所の税関特殊管理監督区域、特に洋山税関では、毎年多数の知的財産権侵害事件を摘発しており、税関は今後も変わらず、自由貿易試験区での知的財産権保護を強化し、より公平で秩序ある税関・貿易の環境を醸成していく。」

今回の調査研究を通じてわかったことは、4か所の自由貿易試験区が設立されて以降、その貨物の輸出入量がいずれも顕著に増加したということである。しかし、税関が摘発した知的財産権侵害事件には顕著な増加が見られない。いわゆる「一線放開(税関の自由化)」は、税関が「一線(国境)」から入ってくる貨物の管理監督を行わないということでは決してなく、貿易の利便性向上、通関効率の向上および企業の経営コスト削減のために、事後管理監督の方式、すなわち、まず貨物を通した後、輸出入関連資料を税関に提出するという方式を採用することである。

税関の任務として貨物の検査が必要な場合は、抜き取り検査など、必要な管理監督措置もとる。自由貿易試験区の設立後、国外から自由貿易試験区に入ってくる貨物について知的財産

権侵害が発生した事件は比較的少ない。しかし、輸出においては、権利侵害事件の件数は以前とほぼ同じであり、大きな変化は見られない。

また、税関職員の説明によると、「先に貨物を通し、後で税関に申告する」制度は、税関による貨物の管理監督に関する時間・場所の概念の拡大であり、税関での知的財産権保護のプロセスも相応に変更された。一方、越境電子商取引を例とする新業態についても、知的財産権保護のための新たな対応が必要になっている。上海跨境通国際貿易有限公司（以下、「跨境通」）の責任者の説明によれば、一般の輸入商品に比べ、跨境通の扱う商品の国外の出所は複雑で、外国のブランド工場から来るものもあれば、外国のディスカウントストアから来るものもあり、外国のバイヤーから来るものもあるなど、多くの輸入ルートがある。また商品の輸入の際は、ブランドもさまざま、商品の種類もかなり多い。しかもその多くは個人消費向けである。これに対し、税関は、知的財産権の授権を許可するホワイトリストの設定を導入するとともに、越境電子商取引企業に対し、テナント情報および商品情報を登録することで、簡単かつ合法的にライセンス商品を速やかに通関させ、また紛争のある商品の権利の確認を行うよう指導している。

さらに、「自由貿易試験区での受託加工品の輸出」、「臨時入国」および「並行輸入」に関する問題は、自由貿易試験区でも注目される焦点である。

今回の調査において、上海税関でさらに次のことがわかった。税関は公安機関と、重大事件の共同処理システムをすでに構築しており、知的財産権に関する犯罪行為の取り締まりにおいて成果を上げている。自由貿易試験区内においても、税関はその他の知的財産権に関する法執行機関との法執行上の協力を強化し、情報の共有、事件の通報などでの協力を強化し、知的財産権の緊密な管理監督ネットワークの構築に力を合わせていく。税関はさらに、行政処罰事件の情報公開などの措置により、企業の信用管理を強化するとともに、民間の信用システムとの融合を進め、企業の知的財産に関する信用システムを共同で構築し、企業の経営管理の規範化を強く指導している。

以上をまとめると、自由貿易試験区の現在の発展状況および税関の管理監督における新たな特徴に基づき、税関の知的財産権保護業務の実施について、次の助言を行う。

1) 知的財産権の税関への登録を引き続き実施する。

調査状況から見て、FTZ 税関と一般の税関における知的財産権保護の法的根拠およびプロセスには差異はない。したがって、権利者は、引き続き税関における知的財産権の登録を進めるとともに、適時に更新および保守を行うことが推奨される。登録された知的財産権のみが税関の積極的な保護を得ることができる。

2) 自由貿易試験区に関する税関との連携を強化する。

自由貿易試験区に関する制度は、今なおさらなる整備の過程にあるため、今後も多くの新たな政策や制度が発表されることになる。権利者にとっては、知識財産権保護業務を適切に調整するために、税関との連携を強化することで、新たな政策の内容を速やかに把握することが望まれる。また、調査会社等を通じて自由貿易試験区内の権利侵害の手がかりを入手するとともに、税関に提供して、権利侵害にかかわる製品を確実に阻止するよう対応を図ることが推奨される。

3)

国際的な知的財産権保護に関する業界団体などのプラットフォームを存分に活用し、知的財産権保護に関する情報システムを構築し、権利侵害発見の手がかりとなる情報を共有する。

自由貿易試験区の設立に伴い、模倣品が世界的に流通しやすくなる可能性があり、外国の権利侵害製品が中国の自由貿易試験区を中継点として世界各地に輸送される可能性がある。したがって、税関がさらなる措置を講じることができるよう、権利者は、世界的な知的財産権保護情報システムを構築し、中国の自由貿易試験区に入る可能性のある貨物に関連する情報を集め、速やかに税関と共有することを推奨する。

4) 自由貿易試験区の税関が差し押さえた新たな事例に注意する。

自由貿易試験区の税関による新たな差し押さえ事例を把握することにより、権利者は、自由貿易試験区における知的財産権侵害事件の新たな変化の傾向を理解し、権利侵害行為の新たな手法を把握することができ、速やかに調査戦略を調整することができる。

5) 積極的に、権利侵害者の行政、刑事および民事責任を追及する。

自由貿易試験区では、企業の信用評価システムが基本的に整備されており、違法行為または違法記録のある企業は信用ランクが下がり、自由貿易試験区内での業務が制限または一時停止される。したがって、権利を侵害した企業に対しては、税関が行政罰を科すだけでなく、犯罪が疑われる場合は、権利者が積極的に公安機関を促して権利侵害者に対する刑事事件を立案し、その刑事責任を追及しなければならない。また、権利者は民事訴訟により、各権利侵害者の民事責任を追及しなければならない。以上のような複数の方法により、権利侵害者の不良記録をリストアップし、信用評価を低下させることでその経営に影響を与え、最終的に、権利侵害者はその権利侵害行為のために、非常に重い代価を支払うことになる。

[執筆協力]

上海新諍信知識産権服務股份有限公司

[発行]

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6513-7079

2017年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。